

平成 22 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 22 年 12 月 6 日 (月曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 市政一般質問

9 番 鈴木 紀議員

- 1 . 二酸化炭素削減について
- 2 . ごみの減量化対策について
- 3 . 環境活動への参加や、地域をきれいにする取組について
- 4 . 空き家・空き地対策について
- 5 . 産婦人科病院の誘致について
- 6 . ジェネリック医薬品の普及について

2 番 鈴木伸彦議員

- 1 . 合併後の市民のスポーツ推進状況とスポーツ施設及び、地域振興について
- 2 . 道路行政について
- 3 . 工業団地について
- 4 . 市営駐車場管理について

16 番 早乙女順子議員

- 1 . 保育所の待機児童解消策の問題と保育の質について
- 2 . 介護保険制度改正で市民と市が受ける影響について
- 3 . 栃木県環境影響評価条例の対象事業の産業廃棄物処分場の規模の要件の見直しについて

30 番 若松東征議員

- 1 . 産業廃棄物対策について
- 2 . 生活保護について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美		議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作		議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

答弁の追加

議長（君島一郎君） ここで上下水道部長より発言があります。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 12月3日の質疑において留保しておりました早乙女議員からの下水道事業における使用料回収率のご質問にお答えを申し上げます。

下水道事業の経営指標の一つとして、経費回収率というものがございます。これは、使用料回収率と同じものかと思っております。これは、下水道事業における私費で負担すべき維持管理費のほか、資本費を含めた経費を使用料でどの程度回収できるかを計算したものでございます。本市全体で平成21年度は72.7%であります。なお、全国平均につきましても、平成20年度の数値になりますけれども、86.5%ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「私、全部分けて言ってという話をしませんでしたか」と言う人あり〕

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

鈴木 紀 君

議長（君島一郎君） 初めに、9番、鈴木紀君。
9番（鈴木 紀君） 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、公明クラブ、鈴木紀でございます。一般質問通告の順に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、二酸化炭素削減について。

ことしのお米の品質低下は、夏の異常高温が原因であると言われ、地球温暖化による影響であるということでもあります。二酸化炭素排出をいかに抑制するか、大きな問題であることは言うまでもありません。本市においても、望ましい環境像として、環境への負荷の少ない持続可能な町を掲げております。そこで、新エネルギー導入の推進について伺います。

余熱利用による給湯、床暖房ほか何点かありますが、内容についてお聞かせください。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

9番、鈴木紀議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の二酸化炭素削減について。

の余熱利用による給湯、床暖房等の新エネルギーの推進についてお答えをいたします。

新エネルギーにつきましては現在、緑の分権改革推進事業を栃木県からの受託事業として、小水力発電システム及び温泉余熱排熱利用システムの実証調査をしているところでございますが、この事業は、地域の自然環境や資源から生み出されずエネルギーなどを最大限活用していくものであります。

ご質問の余熱利用につきましては現在、板室健康の湯グリーングリーンにおいて実証調査を行っているところであります。従前はボイラーにより源泉を加温していましたが、廃棄する温泉から得られる熱を再利用したシステムによりまして、ボイラーの燃料代の軽減やCO₂削減効果を期待しております。

また、これ以外では、塩原温泉華の湯におきまして、温泉余熱利用による給湯や床暖房を既に導入済みであります。

これらの温泉熱利用による熱回収システムにつきましては、市の施設も含めて、市内では10軒程度既に導入しているとの情報を得ておりますが、今後は、緑の分権改革推進事業の実証調査結果を検証し、効果的な利用や導入による採算性など地域と連携をしながら、推進につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 答弁をありがとうございます。

緑の分権ということでお答えがありましたけれども、その中で、市内でも10軒ほど事業をしていると、そういう中において、また、華の湯管理事業ということで、余熱利用による給湯、床暖房、

それについて、まずとりあえずは床暖房、給湯についてのCO₂削減については、幾つぐらいを設定しているのか。また当然、この中においては、化石燃料を使用しなくなるということですから、それについての経費節減については幾つぐらいを想定しているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 華の湯の関係のご質問でございますので、華の湯につきましては、本年に導入をいたしまして、温泉余熱利用による床暖ということしております。灯油使用料を申し上げますと、5月から9月までの実績でございますが、平成21年度はこの5カ月で約2万100Lほど灯油を使用しておりましたが、この機器の導入によりまして、平成22年度におきましては、5カ月間で1万4,000Lということで、約30%の削減がされております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 30%の削減ということあります。

また、先ほど答弁にありましたけれども、市内でも10軒ほど太陽光発電システムですか、それを導入しているということですが、どこに導入しているのか、また、それぞれが規模的には何Kwをしているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ヒートポンプの設置状況ということで、市内で10軒程度ということで答弁を申し上げましたが、板室地区で5軒、塩原地区で3軒、西那須野地区で1軒ということで、おおむね10軒というふうな答弁をさせていただきました。

キロワットの関係ですけれども、それについては、この状況までは把握しておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 市の施設の中でも、太陽光発電的には、設置している場所があると思いますけれども、それについては、二酸化炭素削減ということについて、どこに設置してあるのか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市の施設はどこだということでのことでありますけれども、先ほど、市長の答弁のとおり、現在、実証実験ということで、グリーングリーンに取り付けているという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 再質問したいと思いますが、太陽光発電についての公共施設。

〔「この内容に載っていないんだよ」と言う人あり〕

9番（鈴木 紀君） わかりました。

〔「余熱利用と質問させるから、答えるほうは余熱利用の話をしているんだけれども」と言う人あり〕

9番（鈴木 紀君） わかりました。すみません、申しわけないです。

余熱利用ということですから、ヒートポンプ、10カ所ということですからけれども、それはどこにしているのか、設置場所をお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 鈴木紀君に申し上げます。

先ほど、それについては答弁されているかと思いますが。

9番（鈴木 紀君） 塩原が3カ所、板室地区に5カ所ということで、また、黒磯地区が5カ所ということでありましたけれども、そこについてのヒートポンプについては、いずれにしろ夜間電力ということになるんでしょうけれども、電気の削減、減少についてはどの程度を考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 鈴木紀君に申し上げます。

今の点についても先ほど、生活環境部長のほうから、ここについては調査をしていないということと答弁があったと思いますので、再質問のほうをお願いしたいと思います。

9番（鈴木 紀君） わかりました。

それについては、二酸化炭素削減については、再度、恥ずかしい話ですが、勉強し直してからします。

それで、次の質問に移ります。

ごみの減量化対策についてでありますけれども、平成21年4月から新しいごみの分別収集指定袋制による家庭ごみの有料化が始まりました。次の点について質問いたします。

初めに、平成21年度のごみの総量について。対前年比何％減量、また、何％削減になったのか、二酸化炭素排出量は何％削減できたのか。

次に、生ごみ処理機購入補助金制度について。

3番目に、不法投棄について。

4番目には、レジ袋削減の取り組みについて。

5番目に、環境基金の活用についてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、まず第1点目の、平成21年度のごみの総量、対前年比何％削減になったのか、二酸化炭素排出量は何％削減できたのかについてお答をいたします。

平成21年度のごみの総量は4万2,026 tで、平成20年度が5万239 tでありましたので、8,213tの減量、約16%の削減になっております。

このうち、可燃ごみの減量分は6,130 tでありましたので、二酸化炭素排出量は約8,300 t、率にして15.3%が削減できたものと考えております。

次に、の生ごみ処理機購入補助金制度についてお答えをいたします。

家庭から出る生ごみの減量化・資源化に取り組んでいただけるよう、購入費の一部を補助しております。

現在、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機の補助金は購入費用の2分の1で、上限額をそれぞれ4,000円、2万円としております。

補助の件数であります。平成21年度はコンポスト容器が64台、機械式は143基であります。平成20年度はそれぞれ61台と79基でありましたので、増加傾向となっております。

次に、の不法投棄についてお答えをいたします。

ごみの減量化に伴って、家庭ごみの不法投棄対応として、廃棄物監視員及び緊急雇用対策による不法投棄監視員を配置し、パトロールを通して不法投棄物の監視及び回収の強化を図ってまいりました。これにより、以前からの不法投棄物も含め、かなり回収が進んだものと考えております。

また、監視カメラを昨年2台から7台に増設して監視を強化するとともに、昨年に引き続き、地域に243名のごみ減量推進員を委嘱し、ごみ分別の徹底と地域の環境美化活動の推進を図っております。

さらに、例年、自治会の協力を得て実施していただいております市民一斉美化活動を平成21年度から不法投棄撲滅運動と位置づけ、多くの市民の協力のもと、不法投棄物の一斉回収を行っており

ます。

次に、のレジ袋削減の取り組みについてお答えいたします。

循環型・脱温暖化社会の構築に向けてレジ袋の削減を推進し、地球温暖化対策へつなげていくという目的で、生活圏が共通である那須塩原市、大田原市、那須町の3市町の消費者団体、事業者、商工会議所等、行政が一丸となってレジ袋削減に取り組む那須地区レジ袋削減推進協議会を今年3月に設立いたしました。

参加事業者が足並みをそろえてのレジ袋無料配布中止の取り組みやイベントでのマイバッグ持参キャンペーンなどによるレジ袋削減に向けたPR活動を実施しておるところであります。

次に、の環境基金の活用についてお答えします。

環境基金により、今年11月から2つの事業を実施しております。1つ目は、剪定枝、落ち葉を回収し、剪定枝はチップ化して堆肥の水分調整材として、落ち葉は堆肥の原料として使用しております。

また、2つ目は、廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として一部の市有車への利活用を考えており、いずれもごみの減量化と資源化を図るための事業に取り組んでいるところであります。

以上であります。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

1番から5番まで、順不同になるかもしれませんが、ご了解を願いたいと思います。いずれにしろまとめて質問していきますけれども、できるだけ順番に沿った質問をしていきます。

平成21年度から家庭のごみの有料化が開始されたことを考えますと、家庭ごみは減少されたと思

いますけれども、家庭ごみの総量についての効果、また可燃ごみについてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ごみ有料化に伴いまして、これは1人当たりの1日当たりのごみの排出量ということで申し上げますと、家庭系の実績では、平成20年度については1日858gですが平成21年度有料化に伴って、646gということで、実質17.1%減というような状況であります。事業系につきましてですが、平成20年度が342gということで、21年が359gと、こちらは7.1%超過しているというような状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 家庭系ごみの1日646g削減できたということでありまして。そういう中において、可燃ごみについてですけれども、ごみの有料化が始まりまして、たしか足利なんかが先駆的にやったと思うんですけれども、足利については3カ月ぐらい過ぎてからまたもとに戻ってきたというようなことも聞きました。そういう中において、今年度について、21年度から22年度前半についてですけれども、どの程度アップしているのか。上半期で結構ですからお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今年度のごみの状況でございますが、先ほど足利の例を申し上げましたけれども、那須塩原市においても、21年度との比較、上半期の比較をいたしますと増加傾向にあるということで、21年度については、やはり20年度、この中で、駆け込みと申しますか、そのの

原因があったのかなという、先ほど答弁しましたように、20と21の比較ではトータルで16%ということの減がありましたけれども、20年度の駆け込みが原因しているかなというふうな気はしておりますが、今年度の上期においては、やはり増加傾向にあるというような状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 増加傾向にあるということですが、実質、数字的にパーセントでは上がっていないのでしょうか。

また、ごみの有料化になった時点でも、先ほど足利の例を話しましたけれども、次の年度には当然増加傾向といえますか、もとに戻るといような状況になることは想定はしていたと思うんです。そういう中において、増加傾向にあるということについての昨年度中に何らかの対応を考えてきたのかどうか。また、その対応について実施してきたものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 増加傾向と申しますか、そちらに対する対応策ということのご質問でありますけれども、年度当初におきまして、各地区、先ほど申し上げました243名のごみ減量推進員さんがおりますので、年度当初にその研修会等を行いまして、各地区のごみの分別の徹底等について指導していただくというようなことをしております。

そのほか、やはり先ほど申し上げましたとおり、不法投棄の監視ですね、そういうものの強化もしているというようなことで、不法投棄の監視のほうは先ほどの答弁のとおり、逆に、今までずっと前から捨てられていたものを回収しているということですから、その分についてはふえていますけ

れども、環境としてはよくなっているというよう
な状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 環境上どうかということに
関しては、もう少し市民にわかりやすいような広
報といえますか、そういうものはよろしく願い
たいと思います。

次に、処理費用についてお伺いしたいと思います。

平成21年度からごみの有料化がされたというこ
とは先ほどお話ししたとおりですけれども、20年
度と比較して、ごみの処理費用、総額で幾らであ
り、また1人当たりの処理費用については、どの
ように20年度と21年度に関して変化したのか。当
然増減が出てきたと思うんですけれども、それ
についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ごみ処理の費用の
ご質問であります。平成21年度におきましては、
1t当たり2万4,155円です。1人当たり
で申し上げますと、8,695円という状況でありま
す。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ごみの処理費用の総額につ
いて再度、20年度と21年度ですね。ごみの有料化
になった導入前と導入後について、金額的に総量
として幾らになったのかお聞かせ願いたいと思
います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 平成21年度で申し
上げますが、ごみ処理の経費でありますけれども、
これについては、10億1,514万1,000円というよう

な状況であります。

〔「20年」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 申しわけございま
せん、ちょっと20年度出てこないものですから、
後でお知らせしたいと思います。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） それでは、1人当たりの処
理費用について再度、先ほど、8,695円と言いま
したけれども、これについては、もう1回、20年
度か21年度、教えていただきたいと思
います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） これについても、
大変申しわけないです、先ほど申し上げましたの
は21年度の1人当たりでございます。20年度につ
いてはまた後ほどお知らせしたいと思
います。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 私が聞きたかったのは、い
ずれにしろ処理費用がどの程度かかっているのか
と、そういうものを聞きたかったわけで、それ
について、また、そのごみの処理費用の内訳。当然、
焼却、収集、選別とかそれぞれに分かれています
と思うんですけれども、それについての内訳がわか
りますか。わかれば教えていただきたいんです
が。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ごみ処理経費の内
訳ということですか。

〔「はい」と言う人あり〕

生活環境部長（松本睦男君） まず、2つに分け
ておりまして、人件費が、これにつきまして
6,341万3,000円、それと、管理運営費といたしま
して9億5,172万8,000円ということで、合計して、
先ほど10億1,500万ということで申し上げました。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） いずれにしる、私が聞きたいのは、くどいようですけれども、ごみ処理の費用であって、焼却にどの程度かかっているのか、また、収集・選別等々にどのくらいかかっているのか、人件費云々ということではないので、後ほど調べておいて、お聞かせ願いたいと思います。

先ほどの中で、20年度と21年度で、一般ごみの、可燃ごみですが、646gとかというような答弁があったと思いますけれども、7月の新聞だと思えますけれども、1人当たりのごみの出す量、多分これは可燃ごみかなと思うんですが、新聞報道によりますと、県内で1番が茂木町と。そういう中で最下位が2倍の那須塩原市ということに載っていました。非常に私は悔しい思いをしたわけでありまして、その中について、可燃ごみの中身の内訳、割合といたしますか、生ごみがどのくらい入っていて、また紙類がどのくらい入っているのか、またプラスチックがどの程度入っているのか、そういったものもしっかりと調査はしてあると思うんですけれども、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 家庭から出される可燃ごみの中身のご質問ですが、ちょっと古いんですけれども、平成18年に部分抽出をいたしまして調べた情報がありますので、そちらで申し上げますと、可燃ごみとして中身は、まず生ごみが全体の41%ということで、あとは紙ですね、紙類が、紙については紙おむつとかその他の紙、あるいは新聞・雑誌、そういったものを足しますと、22%ぐらい。あとは、草木ですか、そういったものが11%というような状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 政府のほうの発表が新聞報道がちょっとわかりませんが、いずれにしる平均では、生ごみが約40%、また紙類が37%と。またプラスチックにおいては、やっぱり7%から8%、あと、衣類についても同じような形と。また、草木についても7%前後というような発表がありました。

いずれにしる、この生ごみをいかに減らすか、そういうところに一番の課題、また紙類についても、当然今、分別をやっていきますけれども、可燃ごみの中に相当数の紙類が入っているのかなと。そういう部分においては、紙類をいかに分別収集の徹底をさせるか、非常に大事な要点ではないかと思えます。

また、生ごみについても、先ほどの話では、やはり同じように41%という話になりましたけれども、この生ごみの処理をいかに家庭でしていかなくちゃならないのか、そういうものが必要になってくると思うんですけれども、そこで、生ごみ処理機購入補助金制度について伺うものであります。

この制度の目的というものは、ごみの減量化を図ることとあります。その中において、先ほど答弁にありました、昨年度で生ごみ処理容器が143台と。または、機械式生ごみが64台というようなお答えがあったと思います。その中において、この生ごみ処理器、また、機械式生ごみ処理機の効果をどのように調査しているのかお聞かせ願いたいと思います。ただ、機械式については当然電気が入ってきますから、そのところはできなければできないで結構ですけれども、生ごみ処理容器については、大体が通常ではコンポストという言い方をしていると思うんですけれども、そのコンポストであれば、当然何も手を加えることはない

わけですから、そこら辺について、どの程度の効果、減量効果を期待して進めているのか、効果についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 生ごみ処理機の活用した後の効果ということですが、私のほうで把握しているのは、機械式の処理機での減量というものですけれども、生ごみが7分の1に減量になるというようなデータでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） そういったものではなく、きちんとした数字としては何%ぐらい効果を期待して、期待してというのはあれですけども、想定して補助金を出しているのか。単に補助金を出せばいいというものではなく、やはりきちんとしたそういった効果があって、当然、先ほどの答弁にありましたけれども、今年度は可燃ごみが増加している。そういうことであれば、当然その中においてきちんとそれを、増加しているということについての検証をしながら、それに対してどのように対応していくのか。そこで、一番早くと言いませんけれども、身近でできる問題であれば、生ごみ処理機、生ごみ処理容器についての普及をもっともっと進めていかなければならないと思うんですけども、実質その補助金を出して、生ごみ処理容器、機械式ごみ処理機を導入後の追跡調査といいますか、そういったものは現状しているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 生ごみ処理機の効果ということでの追跡調査ということですが、その前に、先ほど申し上げましたように、生

ごみ処理機、あるいは生ごみ処理容器、コンポストの状況については、20年度と比べると大きく増加している。19年度から、18から、合併後からも非常に増加していると。その効果は当然ございますので、そういった意味では非常に効果が出ているというふうに思っております。それはやはり、そういった補助制度をPRをしての結果かなというふうには思っておりますけれども、これに対して、追跡調査は現在のところ行っておりませんので、今後新たに補助申請等が出てくる方については、その点についてアンケートと申しますか、そういったものも必要なというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 補助金を出すわけですから、いずれにしろ私らの税金を投入しているということに関しては、余りきめ細かくというのではなく、あくまでもごみ減量化というものに関して、どのぐらい減量しているのか、そういうものをしっかりと調査をしていただきたいと思います。

補助金制度の中身についてですけれども、補助金制度の中身を見ますと、先ほど答弁がありましたけれども、生ごみ処理容器、機械式ということで、そういう中において、私も今、始まったんですが、この生ごみ処理容器という、通常ですとコンポスト、そういう中ですと、使いますと、どうしたって敷地があるとか、また、土があって、その上にコンポストを乗せなくちゃならないとかという部分でのことになりますけれども、この生ごみ処理容器、これは記憶にある人もあると思うんですが、これは一般的なポリ容器の中でふたつきという、そういうものを利用してできるというようなものがあります。これについては、1袋399円ぐらい。それで今、私のところもやってい

るんですけども、直径30cmぐらいで、高さはこのぐらいの程度なんですけれども、ほとんどすべて生ごみはこの中に入れて、これを入れていきます。ということは、生ごみはほとんど今は出ないという状況にもなっています。

また、そういった中において、1つには、同じ生ごみ処理器でも、ふたつきのこういったものを利用してのものもあるというか、また、生ごみ消滅機というようなものもあるように伺っております。そういった中においては、種類も中にはやはりかなり、かなりと申しますか、若干ですけども、ふえているものもあるということを見ると、また、先ほど言いましたけれども、ごみ減量化を推進していくためには、やはり補助金をもう少し、今の2分の1から若干の上乗せをしても、また上限をアップしてもいいのではないかな、そのように思うわけで、そういった中において、この中身についての、こういったものもつけ加える、また、補助金アップも検討するといった、そういった補助金制度の中身について検討してみたいかと思うんですが、その所見を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま、生ごみ処理機の補助金の制度についてのご質問ですけれども、現在、コンポストにつきましては、100L、130L、230Lが大体、その3種類が多いというふうに、補助申請から来ている数字ですけれども、それに対して、先ほど答弁いたしました、2分の1の補助を出しているという現状であります。

ただいま、議員からの液肥をとるようなコンポストですか、そういったものについては、今までの補助申請の中でも数件ありまして、それは補助対象ということで、実質2分の1の補助をしたという実績がございます。

補助率について県内の状況を見ますと、大体2分の1が多いんですけども、中には3分の2というところもございます。ここでどうするというこの答えは出ませんが、現時点では現行制度でまいりたいというふうには思っております。議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 了解はしました。今後検討していただければと思います。また、そういった中において、先ほど、このEMぼかし菌を使ってのごみ処理容器と申しますが、それを何台か補助金を出したというような実績があるということでお話がありましたけれども、そういったものを結局、情報発信ですね、そういうことを考えると、現状ホームページもあるわけですから、そういった中で、今、現状、何らかのごみ減量に対しての情報を提供しているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 生ごみ処理機の補助制度についてのPRをしているかということですが、広報等によって周知徹底を図っております。以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 広報のほかに、ホームページというものについては広報は出していないのかどうか、また、そのホームページの中でも、ごみ減量に関して何らか出しているものがあれば、お答えを再度願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ホームページでのPRの関係ですけれども、ごみ減量の関係では、議員から6月に質問がありましたごみ減量家計簿ですか、それについて、チェックシートですけれ

ども、これはホームページに載せております。であります、現在、もう少し使い勝手がいいようにということで、それ以外についても、例えばCO削減、これだけ減量するとこれだけ減になりますよというふうな、そういったチェックシートをあわせてホームページ等に掲載をしていくという考えではあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ごみ減量チェックシート、非常に重要なところだと思います。もっともっとホームページの活用をよろしくお願ひしたいと思うわけですが、その中で、市民への周知ということではいいかと、出前講座、これなんかについても、ごみの有料化以前と導入後については、極端に減ったのではないかなと、そういうふうな思うわけがあります。先ほどお話がありましたごみ推進員さんがいるわけです。そういう中において、1つには環境アドバイザー、観光でいいますと、観光マイスターといいますが、環境のプロですね、そういったものを育成して、そういった人によって、市のほうでそういった人を研修なんかで人材育成して、その上で、各公民館なり、学校、そういったところに行って、この環境問題、ごみ減量をこういうふうにするんですよ、こういうふうにしたほうがいいんですよ、また情報発信的な、そういったものの環境アドバイザーなんかもこれから育成していく必要があるのではないかなと、一つには思うわけがあります。それについてひとつ、環境アドバイザー、そういったものの育成を考えていいのではないかなと思いますけれども、それについてまず1点。

それと、旧ごみ処理センターがあるわけです。そういった中において、やはりごみ問題に関してもっと関心を高めるために、リサイクルセンター

じゃないですけども、情報発信基地、そういったものの活用もできるのではないかなと思うわけでありまして、この2点についてどうお考えかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） まず、2点のご質問ですが、その前に出前講座のことがありましたので、出前講座に関して、ごみの関係では10回ほど、対象者は300人ということで、そういった活動もしております。

ご質問の環境アドバイザーについてでありますけれども、現在、県の地球温暖化対策課のほうで担当しておりますが、栃木エコリーダーというこの制度がございます。そのエコリーダーといたしまして、市内では9名ほどのリーダーの方がございます。そういったリーダーの方と今後連携をとって、そういったことが必要なのかなというふうに思っております。

それと、2点目の旧清掃センターの跡地を環境リサイクル等の情報発信の拠点に整備してはというようなご質問ですが、現在のところ、3センターの跡地について、まだ利用については決定しておりません。ご提案ということで承っておきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） わかりました。

一般廃棄物処理基本計画が平成19年度に策定されました。これは、ごみの有料化の導入以前ということで、導入後については、当然中身について変更が多々あったと思います。そういった中において、この一般処理基本計画の改定版は必要になるかと思っておりますけれども、この改定版についての計画があるのか、また、いつごろまでに策定す

る計画であるのか、お聞かせ願いたいと思います。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 平成19年3月に策定をいたしました一般廃棄物処理基本計画の改定のご質問ですが、法律的にもおおむね5年後ぐらいでの改定が必要であるというようなことになっております。本市の計画は、最終年度が平成31年度ということでございます。31年度の目標値ですが、1人1日当たりのごみの排出量が1,065gということになっています。であります。平成21年度について、目標値1,114gに対して1,005gということで、既に最終年度の31年度目標値もクリアしているというような状況です。そういう状況であります。今後の中で改定作業も行って、そこを調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 改定版を出すということに関しては、再度繰り返しますけれども、決定事項で進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま申しあげましたとおり、改定についてはおおむね5年をめどに行っていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 5年をめどにといたしますと、平成19年ですから、24年度ということによろしいんでしょうかね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 平成19年3月策定

ですから、19年度からということになりまして、24年3月には次期策定ということ、現時点ではそのように考えております。現在、収集業務について、新しいごみ出しの分類ですが、それに基づいて行っておりますので、その辺の兼ね合いも考えながらいかなければならないかなと思っておりますけれども、現時点では平成24年3月には策定したいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 了解をしました。

次に、不法投棄についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、かなり不法投棄はなくなってきているというようなお答えがありました。そういった中で、この不法投棄の中でも特に多いのが、統計では廃家電の中でも特にテレビについての不法投棄が多いというようなデータが出ています。来年7月には、ご存じのとおり地上デジタル放送への移行ということで、不法投棄においては、テレビの買い替えによるものと見られていることもあるようであります。

また、そういった中で、年間を通して、12月、3月、4月というものが、4月に集中して不法投棄が進んでいるというような報道もあります。そういった中で、監視の強化、今月ですけれども、今月、また3月、4月について進めていく計画があるのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 不法投棄に関する再質問ですけれども、不法投棄につきましては先ほど申しあげましたとおり、監視員が4名と、これについては、21年度におきましては緊急雇用ということで、上半期は1日50人、下半期では1日

4人ということになりましたけれども、そういった体制、今年度においても緊急雇用を活用させていただいて、1日4人8人体制ということで、監視あるいは回収を行っております。

そういう中で、強化月間ということのご質問ですが、この不法投棄対策におきましては、栃木県と足並みをそろえてタイアップしていくということで、6月と10月ということでありまして、不法投棄防止重点監視月間ということが定められております。今年度は一斉美化運動を7月と11月ということでありましたけれども、そういった県と連携しながら実施をしていきたいということで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ぜひ連携しながらお願いしたいと思うわけですが、いずれにしろ、不法投棄の中で一番多いのはテレビというようなこともあるわけですが、また、先ほど言いましたけれども、7月には完全デジタル化、当然ふえてくるわけですから、よろしく監視のほうをお願いしたいと思っております。

次に、レジ袋削減について伺います。

先ほど答弁の中で、那須地区レジ袋削減推進協議会を22年3月に設立したということですが、この構成について、先ほどは事業所、市等々の話がありましたけれども、事業所については何団体、会社等々についてもそうですけれども、その点についてどのような構成になっているのかお聞かせ願いたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） レジ袋削減推進協議会の構成であります。那須塩原市、大田原市、那須町、それから、消費者団体といたしまして7

団体です。それと事業者が14社、事業所。それと各商工会ですね。6団体ですか、それと行政ということで、全部で30名ということで構成しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 30団体、消費者団体で7という、事業者で14、商工団体で6、行政として3ということですが、ちなみに、1人当たり年間レジ袋を使う袋の数といいますが、そういったものは、とっているのが240袋とされています。そういった中において、このレジ袋の効果についてはどのようにとらえているのか伺いたしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） レジ袋の削減効果についてのご質問ですが、レジ袋1枚、Lサイズで約10gというふうにいたしますと、当然10gのごみの分量で、二酸化炭素については47g削減できるということと、この原油の使用について見ますと、18.3mlの原油の使用の抑制が図られるということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） レジ袋を1枚削減すると、原料的には10g少なくなると。また、47gのCO削減になるということですね。

そういった中において、このレジ袋削減、いつごろまでを目標に進めているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） レジ袋削減推進協議会につきましては先ほど、今年3月に設立した

わけですが、まずは、レジ袋、毎日の生鮮食品関係の事業所から一番レジ袋が使われているだろうということから、先ほど14社と申しましたが、そのうち12事業者が食品スーパーでありますので、その食品スーパーの関係者と、何回かこの有料化というか、廃止というふうなことでこのことで協議をしてきたわけなんです、なかなか足並みがそろわないというのが実情であります。

ということで、今、いつまでにということをなかなか申し上げられませんが、そういう中で、なかなか足並みがそろわない理由の中に、やはり、我々食品スーパーだけじゃ、レジ袋はそれだけじゃないだろうというような意見もあるものですから、もう少し、レジ袋を使う、例えばそれ以外の大手の方で使う、そういった事業者もあわせて、その辺の意見交換をして進めていけばいいかなというふうに、現時点でまだ、今月の中で予定はしておりますが、そういった手法をとりながら努力して、できるだけ早い機会に有料化と申しますか、廃止と申しますか、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど答弁を保留しておりました何件かについて、回答申し上げます。

す。

まず、上半期の今年度のごみ搬入量であります、総合計で対前年比4.1%の増であります。

それと、ごみ処理経費の件で、平成20年度の状況との比較ということですが、1t当たりの処理経費につきましては、先ほど、平成21年度2万4,155円ということで申し上げました。平成20年度は2万1,849円ということで、2,300円ほど、20年度よりも21年度のほうがトン当たりの処理量は上がっております。この理由といたしましては、いわゆる分母となりますごみの量が、先ほど来申し上げますように、20年度よりも16%少なかったということで、20年度は5万238t、21年度は4万2,025tということでございますので、分母が小さくなりますのでということで、処理経費総額での比較をここで見ますと、20年度はご承知のとおり、それぞれの3つの清掃センターで処理しておりましたが、その費用が10億tで9,769万3,000円という状況でした。21年度が先ほども申し上げましたように、10億1,514万1,000円ということで、経費的には総額で見ますと8,200万円ほど21年度のほうが少ないということでございます。ということで、分母が少なくなりますので、1t当たりの単価が21年度は2万4,000円というふうになります。

それと、1人当たりであります、こちらについては、21年度は先ほど申し上げました8,695円に対して、20年度は9,438円でしたので、こちらのほうは743円の減というような状況であります。

それとあと1点、ごみ処理経費の中で、ごみの種類毎、可燃ごみ、不燃ごみについての経費はどうなんだという質問ですが、これについては算出をしておりませんので、わかりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ありがとうございます。

それで、最後の環境基金についてお伺いしたいと思いますけれども、環境基金の目的は、先ほど答弁ありました。ごみの減量と資源化の促進を図り、良好な生活環境を確保するためということをしていただきました。その中で、この環境基金の活用についてですけれども、廃食油回収事業と剪定枝・落ち葉回収事業ということですから、今申し上げましたように、環境保全、生活環境を確保するためにということに関しては、この環境保全のために行動している市民団体も当然たくさんあるわけでありまして。そういった中において、この市民団体のほうにも、環境基金の活用ということでは助成金として活用してもいいのではないかなと思うわけですから、その点についてはいかがお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環境基金を各種環境対策の市民団体に活用してはというようなご質問であります。先ほどは現在、環境基金についてご答弁したとおりで、剪定枝の関係、廃食用油というような2点についてのものでありまして、現時点ではそういう考えは持っておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 最後になりますけれども、環境基金の目的は、先ほど申し上げましたように、ごみの減量と資源化の促進を図り、良好な生活環境を確保するためということでありまして。そういう中において、地球温暖化防止、循環型社会形成などの環境保全を目的とした市民活動への助成まで広げること、今後検討していただくことを要望いたします。

また、本市においては、青木地区、戸田地区、

またさらには赤田地区と、ごみ問題に関しては、大きな課題でもあります。そういった中において、私も含めてそうですけれども、やはりごみ問題に関してはもっと関心を持つべきではないかなと思います。また、とりわけ担当部署においては、もっと知恵を出し合って、また情報発信も含めてそうですけれども、真剣にごみの減量化に取り組んでいただきたい、一言つけ加えまして、次の質問に移ります。

環境活動への参加や地域をきれいにする取り組みについて。

去る11月7日は、早朝より地域をきれいにする運動として、一斉に地域のごみ拾いが実施され、市民協働のまちづくりが進んでいます。

そこで伺います。町をきれいにする市民運動は、他にどのようなものがあるのか、どのような運動を展開しているのか伺います。

次に、省エネルギー活動を目的に、エネルギー問題や地球温暖化への理解を深め活動しているのは幾つの団体があるのか、また行政との連携はどのように進めているのか伺います。

3点目に、学校における省エネルギー活動はどのように行われているのか伺います。

以上、3点よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 3点目でありまして、まず1点目の町をきれいにする市民運動はほかにもどのようなものがあるのか、どのような運動を展開しているのかについてお答えいたします。

ごみの美化運動については、市民一斉美化活動のほかに、クリーンなすしおばらや那珂川クリーン大作戦などがあります。このほか、市内の各地域で日ごろから学校や企業、ボランティア団体などが道路や公園などの清掃活動に取り組み、町を

きれいにする活動が展開されておりまして、市ではその支援・協力をしておるところであります。

2点目ですが、省エネルギー活動を目的に、エネルギー問題や地球温暖化への理解を深め、活動しているのは何団体あるのか、また、行政との連携をどのように進めているのかについてお答えをいたします。

市の把握している団体は、約20団体ございます。また、これらの団体と行政との連携について一例を申し上げますと、毎年2月に開催しております「消費生活と環境展」や那須塩原市生活学校、婦人会等とのレジ袋削減及びエコバッグの普及啓発の推進などであります。今後も引き続きこれらの団体と相互に連携を図り、省エネルギーの普及活動をさらに広げていきたいと考えております。

3点目の、学校における省エネルギー活動についてお答えいたします。

現在学校では、総合的な学習の時間を中心に、CO削減、地球温暖化防止、ごみの分別や減量、リサイクル等、持続可能な社会を目指す教育活動を行っております。さらに、学校現場において身近にすぐにだれでもできることとして、節水や節電の呼びかけなど、無駄をなくすことに努めております。教育委員会といたしましても、予算担当者の説明会等で省エネに関するこれらのことについて徹底をお願いしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 1番、2番については、いずれにしろ市民運動、市民活動してやっているわけですから、今後も支援活動としっかりとよろしくお願いしたいと思います。

学校の省エネですけれども、具体的には、自分の家もそうですけれども、部屋に人がいないときには電気を消すとか、また水道なんか、シャワー

の水なんかでも、頭を洗うときのシャワーの水なんかですけれども、とにかくできるだけ使わないようにするとかと、そういうことを考えますと、学校も家も同じような活動の中身ではないかなと思うわけであります。そういった中で、具体的に子どもたち、生徒たちが身近にやっている運動は、今言ったように、電気関係では人のいない教室は電気を消すとか、そういったものについて身近でやっているものがあれば、教えていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 学校におけます省エネルギーの関係ですが、今言われましたように、各家庭でもそれぞれやっているかと思うんですが、学校の場合には組織的にといいますか、そういった形で取り組んでいるというのが実態でございます。以前から節電あるいは節水といったものでやっております。ただ、学校の場合は、水でいいますとプールとか、あの時期には相当な水を使うということがありますので、そういったものも含めて取り組んでいるというところでございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 学校関係でも、省エネをひとつよろしく願いたいと思います。いずれにしろ、子どもたちを育てていくことがいずれは、子どもが大人になったときには同じような活動を展開するわけですから、よろしく願いたいと思うわけであります。

そういった中において、1つ提案ということでありますけれども、これは省エネにも経費節減にもなるということで提案をしたいんですが、小中学校において、児童生徒や教職員が協力して省エネ活動を行って節減できた光熱水費、そういった中での8割を報奨金として学校に還元するといっ

た、そういったものの活動をしている学校もあるように見受けられます。そういった中において、いずれにしろ、今申しあげましたように、光熱水費等々についての省エネ活動をやったときに還元できるような、そういったシステムづくり、今後検討してみたいかとも思うんですけれども、その点についてはどうお考えかお願いいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 省エネに取り組んだところに対する報奨といいますか、そういった形に取り組んではということなんですが、まず、小中学校の電気・水道の使用量と、これは料金ではなくてボリュームのほうですね、ボリュームのほうで申しますと、電気使用量は、これはkWhですが、ほぼ横ばいに来ております。というのは、これ以上なかなか削減がないということもあるんですが、あとは水道もそうですけれども、その年の気温等によりまして、大分その使用量も違うわけですが、電気使用量でいきますと、年間合計いたしまして大体320万kWh、ここ3年、大体320万kWhの代で推移しております。

それから、水道使用量は、これもボリュームですが、2,400万t前後の水道の使用量ということでございますので、今言われましたように、削減が例えば10%、20%削減できるということであればいいことなんですが、今までにも取り組んでいて削減をされているということですので、なおかつこれからもやっていただくようにしますが、なかなか料金的に、費用的に相当減るとするのは今のところちょっと難しいというのが現状でございます。ただ、ご提案として受けとめていきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 3年間ほとんど横ばいと、かなり厳しい状況であるようなことであります。

日本の昨年度、2009年度の電力やガス、石油など、エネルギー消費によるCO₂排出量、2年連続で前年を下回ったということがありました。またそういった中において、部門別でいいますと、二酸化炭素排出量は、1990年のときでは産業部門では19.9%減、運輸部門では5.4%の増と。またさらに、民生部門、我々国民の側でありますけれども、30.7%の大増というような発表がありました。ということは、いかに我々一人一人の行動が大切であるかということであると思えます。そういった中において、先ほど申しあげましたけれども、小中学校の生徒たちに省エネ活動とともに活動していくのも、一人一人の行動が大切であるということをお知らせする重要な活動でもあると思えますので、今後検討していただければよろしいかなと思うわけであります。

また、そういった中において、環境活動を率先して実行している団体も素晴らしいと思うわけがあります。そういった中において、行政として市民へのレベルアップにつながる市民参加の環境コンテスト、先日ですか、環境コンクールの絵なんかもたしかあったような気がしましたけれども、この環境コンテストなんかも計画することも検討していただいて、そういったことも要望いたしまして、次の質問に移ります。

4番目に、空き家・空き地対策について。

パブル崩壊後、市街地に空き家が見られるようになり、空き家の外壁にはツタがはい、庭は荒れ、垣根は道路に伸び、交通の妨げになっており、最近空き地も荒れ放題になっております。

そういった中において、防犯・防火対策など、空き家・空き地の環境整備は必要と思われませんが、本市の取り組みについて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、空き家・空き地の本市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

空き家・空き地については、その物件の管理不適正から、環境被害等が生じるおそれがあるという個人や自治会等の代表者からの申し出により、職員が現地調査を行い、必要に応じて所有者等へ状況写真等を添付しながら、適切な管理をお願いする通知を送付しております。

また、防火対策という観点からは、消防において、広報巡回の際や住民などからの通報を受け、所有者等に火災予防上必要な措置を講じるよう指導をしております。

具体的には、現地確認を行い、空き家につきましては、侵入防止策の実施や建物の周囲にある燃焼のおそれのある物件除去のほか、壊れかけて使用不能な建物は取り壊しなどを指導しています。また、空き地につきましては、枯れ草や燃えやすいものの撤去などをお願いしているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 現地確認の上、物件除去ということの今お話ありました。そういった中において、今まで、今年度で結構ですけれども、市街地での空き地・空き家の実態的にはどのくらいあるのか、調査してあればお聞かせ願いたいと思います。また、調査していなければ、今後はいずれにしる、夫婦2人世帯よりも単独世帯のほうがふえるというような状況にもなっております。当然必要になってくるわけですから、今後調査すべきだと思いますけれども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 空き家・空き地の実態を把握しているかというご質問ですが、把握はしてありませんが、これらに対する苦情についての件数について申し上げますと、平成21年度は1年間に166件ありました。という中で、今年度については、11月24日現在のまとめですけれども、161件、昨年と同じ数字になってきているというような状況でありまして、その状況が深刻であるというふうには受けとめてはおります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 件数についてはわかりましたけれども、今後、その実態調査をきちんとしていくのかどうか、再質問いたしたいと思っておりますけれども。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 実態調査をするかということですが、現時点では考えてはおりません。なお、防火対策として、消防のほうとしては、先ほど申し上げましたように、巡回等でそういった情報を把握しているということでありまして、それ以上のことは私のほうではわかりませんので、私のほうでの実態調査については、現在では考えておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 防火対策として、巡回しながら把握しているということですね。そういった中において、先ほど、件数がありましたけれども、相談の中で、当局としては、現地調査をして所有者にきちんと管理するよということですが、それでもなかなかやっただけいけないとい

うところで困っている近隣住民も当然いるわけです。そういった中において、その近隣の住民の人たちが自分たちの手である程度交通の妨げになればなる部分だけ、また立ち木であれば、隣、向かい側の家に覆いかぶさっている枝等々について、除去してどうだろうかといった場合での相談なんかについては、受けていると思うんですけども、その後の対処について、どういった対処ができるのか、できる範囲内で、確かに法律はあるでしょうけれども、困っているのは現実には地域住民だということを踏まえて、お答え願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 地域に住んでおられる方の住民の苦情ということで、その対処策ということでありましてけれども、議員今おっしゃるとおり、苦情の内容といいますのは、やはり空き家・空き地の樹木の枝が屋根や庭に入ってきていると。春から夏にかけて、毛虫などの発生というか、そういったものがあるということでの苦情、あと樹木が倒れそうだと。隣の土地の雑草が、フジヅルとかが伸びてきて、庭に入ってきているというようなことの苦情、大体そういった苦情でありますけれども、現実には、先ほど答弁しましたが、通知をしても、なかなか所有者が対応してくれないという実態はあろうかと思えます。そういったときにどういう対応かということでございますが、やはり所有者には自分の財産権というものがありますので、行政としては、やはり何回もそういった住民の声を相手に伝えるというような形でやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 行政側でも大変でしょうけ

れども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そういった中で、この所有者に対する責任をきちんと持っていただくと、そういった部分においては、この適正管理、条例といいますか、そういったものも立ち上げている自治体もあります。今後、この適正管理条例なんかについても検討していただければ、そしてなおかつ、その所有者に対する責務といいますか、そういったものをきちんと持っていただくための条例化を進めていただければいいのかなと思います。そういった部分について要望として、次の質問に移ります。

5番目に、産婦人科病院の誘致について。

現在、黒磯地区には産婦人科病院はありません。お産や妊婦検診に伴う通院など、若い夫婦や、特に女性にとっては、近くに病院があることがどれほど心強いのか、はかり知れません。黒磯地区の人口規模から考えても、産婦人科病院の誘致は必要であると考えますけれども、本市の取り組みを伺います。よろしくお願ひいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 5の産婦人科病院誘致の取り組みについてお答えいたします。

本市の平成21年度妊娠届出数は1,086件であり、平成20年出産数は1,084人、出生率、これは人口1,000人比でございますが、9.3と、国・県の8.7より上回っております。

市内には、産婦人科系の施設は1病院、1診療所、1助産所の計3施設で、うち、黒磯地区は1施設ございます。また、妊婦健康診査のみを実施しているのは2施設ありまして、合計で5施設となり、現在のところ、病院が足りないなどの状況はないと考えております。

市での産婦人科病院の誘致については、現在考えておりませんが、県の二次保健医療圏をもとに

した周産期医療地域の保健医療計画を初め、妊婦健康診査等の充実により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 黒磯には2施設ということであります。そういった中において、この問題を提起してから、私も何人かにお話を伺いましたけれども、そんなのあったんですかというような、そういった話も伺います。そういった中においては、情報提供というものも当然必要になってくるのではないかなと思いますけれども、現在では情報提供、どのようなことをしているのか、もっと広げていただきたいと要望するわけでありますけれども、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 産婦人科という形での特定の病院についての施設紹介等はしておりませんが、当然、母子保健指導等々でのいわゆる妊娠の段階からの指導を保健センターのほうではしておりますので、当然個々には、その対象者については指導がなされているというふうに思っております。

以上であります。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） わかりました。

ただ、確かに個々にやっているということでしょうけれども、いずれにしろ、産婦人科、特に女性の場合は、婦人科的な特殊な病気もあります。そういった部分においては考慮していただいて、今後もよろしくお願ひしたいと、広報のほうをお願いいたします。

そういうことで、最後の質問に移ります。

ジェネリック医薬品の普及について。

医療費抑制は喫緊の問題であり、医療費の中でも2割以上薬剤費が占めると言われております。先発医薬品と同じ効果があると言われ、先発医薬品と比べ価格が安いジェネリック医薬品の普及が重要になります。

そこで、ジェネリック医薬品の普及の本市の取り組みについて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 6の、ジェネリック医薬品の普及に対する本市の取り組みについてお答えいたします。

ジェネリック医薬品に関しては現在、希望する方には本庁及び支所の国民健康保険担当窓口でジェネリック医薬品希望カード こういうものがございますが、を配布しております。今後も、広報などを利用して、継続的に啓発を進めていきたいと思っております。

また、ジェネリック医薬品を使用する際には医師の判断が必要なことから、医療機関とも協調して、ジェネリック医薬品の利用・普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ここに、国民健康保険運営協議会資料というのがあります。そういった中において、平成19年度が、1人当たりですけれども、薬剤費が2万5,182円、20年度が2万9,804円、21年度が3万4,115円ということで、毎年4,000円から5,000円、薬剤費が上がっていることはご承知だと思うわけであります。そういった中において、このジェネリック医薬品、これを使うことによって2割から7割安いということですので。そういった中において、薬剤費を下げるということが医

療費の削減にもつながると思うわけでありませう。そういった中において部長は、この点についてはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 私もこの医薬品を使っております、実態としては3割から5割ぐらい、実際の個人負担のレベルであります、安いという実感を持っております。そういった意味で、各保険者ごとになるかと思うんですが、那須塩原市は、国民健康保険という保険者でございますので、その中で今後ともこのような普及をしていきたいというふうに思っております。

なお、国保連合会では、平成23年度から医療費通知とあわせて、こういったジェネリック医薬品を利用した場合の差額等についてお知らせするというような制度も考えていると、検討しているということでございますので、それらもあわせて普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ジェネリック医薬品の普及は重要な観点であるということでは、私も同意見であります。そういった中において、まだまだこのジェネリック医薬品を知らない方がいることは確かだと思います。また、先ほど答弁ありましたけれども、希望している方においては担当窓口で希望カードを渡すということでもあります。そういった中において、国民健康保険の、今はカードになっているわけですから、それは当然期限が、多分1年でしょうかね、そういった中において、そのカードを送付するときに、そういった希望カードも当然また中に説明書も入れながら、持たせてやるのも、配布するのも必要ではないかなと思う

わけでありませうけれども、その点については今後検討していただけるでしょうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） はい、検討してまいりたいというふうに思ひます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 今後、よろしくお願ひしたいと思ひわけであります。

そういった中において、ジェネリック医薬品の日本の普及率は、ご存じのとおり16%、欧米では50%を超えと言われております。政府においては、平成24年度までに30%の普及率を目標としています。また先日、新聞の報道によりますと、経済的な理由から自主受診を控えた人が約30%、治療を中断した人が9%もいたということが掲載されておりました。いかにやはり医療費が負担になっているかということでもあります。ジェネリック医薬品の普及が急がれておると感じます。そういった中において、ジェネリック医薬品の希望カードやジェネリック医薬品の情報を流すことが、普及率アップにつながることでござらうと思ひます。そのことを踏まえ、また薬剤費の軽減、そして医療費の削減につながることもあるわけであります。そのことも踏まえて、一般市民の方に、我々も含めてそうですけれども、ジェネリック医薬品の情報をもっともっと流してやる必要性を感じますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） ここで、教育部長より発言があります。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 先ほど、小中学校の水道使用量の中で、ちょっと訂正をお願いしたいことがあるものですから、お願いします。

水道使用量のボリュームの関係のほうで、2,400万tという話をさせていただきましたが、これは使用料、料金のほうで、2,400万円でございます、ボリュームのほうでいきますと、12万t台ということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 以上で、9番、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 次に、2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦でございます。きょうは平成22年12月6日ということで、私の誕生日ではないなとは思いました。そんな思いで朝新聞を見ましたら、下野新聞に三島中学校が女子の駅伝で関東大会で優勝したという記事がありました。きょうはいい日だなと、朝からいい気分です。これ、一般質問に迎えるなという思いで、きょうはこの場に立っております。

それでは、通告書に従いまして順次質問のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1番、合併後の市民のスポーツ推進状況とスポーツ施設及び地域振興について。

市のスポーツ振興の指針として、スポーツは、一人ひとりの心身両面にわたる健康の保持・増進に寄与するだけでなく、スポーツを通じ市民が交流を深めていくことで、住民相互の親睦と連携意識の高揚が図られ、地域全体の活力を生む重要な

役割を担っているとして、本市は、市民ひとり1スポーツを掲げております。

このことを踏まえて、合併して5年が経過する中、町民運動大会などは廃止され、ハーフマラソンや市駅伝などは形を変えながらも継続実施されています。

また、平成23年11月5日土曜から8日火曜日にかけて、第24回全国スポーツ・レクリエーション祭が栃木県で実施される予定であり、那須塩原市は、女子ソフトボールの会場となると聞いております。そこでお伺いします。

、市民のスポーツへの取り組みはどのように把握しているか。

、合併前に比べて、市民一人の運動の機会、大会等の参加者数の推移は。

、市内スポーツ施設の利用状況はどうか。利用頻度が少ない施設や不備な施設はないか。

、改築した那珂川河畔公園プールの利用状況及び青木サッカー場のオープンイベント計画並びに平成23年度利用計画は。

、スポーツ施設全体を通して、市民のニーズと財政負担とのバランスはとれているか。

、全国スポーツ・レクリエーション祭と宿泊客の誘客施策はできているか。

以上、よろしく願いします。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 合併後の市民のスポーツ推進状況とスポーツ施設及び地域振興についてお答えをいたします。

まず初めに、市民のスポーツへの取り組みの把握についてお答えをいたします。

昨年3月に那須塩原市スポーツ振興基本計画を策定いたしました。その際、那須塩原市に居住す

る18歳以上79歳以下の男女に対しまして、運動・スポーツに関する市民アンケートを実施し、運動やスポーツの実施状況や意向について調査をいたしました。

また、那須塩原市体育協会及び那須塩原市スポーツ少年団に加盟する各競技団体、各スポーツ少年団より、各種大会、スポーツ教室の実施状況等を報告等で把握をいたしております。

、次に、運動の機会、大会等の参加者数の推移についてですが、「誰でもどこでも気軽にできるスポーツ」の普及を目指し、那須塩原市体育指導委員協議会を中心に、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区に分け、那須塩原市スポーツ・レクリエーション祭、市民体力テスト等を開催し、市民の運動のきっかけづくりや機会をつくっております。

各種大会の参加者数につきましては、合併前と比べ、マラソン大会や駅伝大会が1本化されましたが、現在行われている那須塩原ハーフマラソンや那須塩原市駅伝競走大会等の参加者数は、増加をしております。また、那須塩原市体育協会が主催する各種大会、スポーツ教室等においても、参加者数は増加傾向にあります。

次に、の市内スポーツ施設の利用状況等でございますが、くろいそ運動場、にしなすの運動場、三島体育センター等、市内のスポーツ施設の利用者数は、合併直後においては増加をいたしましたが、その後はやや減少傾向にございます。

利用頻度が少ない施設といたしましては、くろいそ運動場の射撃場、塩原運動公園のテニスコートなどがございます。

また、施設の不備につきましては、老朽化や利用者ニーズの変化に伴って、多くなってきております。

次に、の那珂川河畔公園プール及び青木サッカー場についてお答えいたします。

本年7月17日にリニューアルオープンした那珂川河畔公園プールは、休止前の平成19年より6,000人余り多い1万7,920名の利用者がありました。

青木サッカー場は、来年6月のオープンに向けて現在、天然芝の養生、人工芝の整備を行っております。オープンイベントにつきましては、記念式典のほか、記念行事等を市サッカー協会と計画を協議しているところでございます。

オープン後は、少年サッカーや一般利用者への貸し出しを行っていきたく思っております。

次に、の市民のニーズと財政負担のバランスですが、市のスポーツ施設では年間約50万人がさまざまな競技に利用しており、競技人口が多く利用率の高い施設は、施設に対する意見、要望も多く寄せられております。それらのニーズに対応しながら管理運営を行っており、財政負担のバランスはとれていると考えております。

最後に、の全国スポーツ・レクリエーション祭の宿泊客の誘客施策についてですが、来年11月に開催される第24回全国スポーツ・レクリエーション祭では、選手、役員、応援者で、期間中、延べ約4,000人名の来場が見込まれます。

宿泊の手配につきましては、栃木県全国スポーツ・レクリエーション祭実行委員会で旅行業者への委託により、業務を一括して処理するトラベルセンターを設置しております。

全国各地から那須塩原市に來市される選手、大会役員の皆様につきましては、市内の宿泊施設にお泊りいただく計画となっております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

順次2回目の質問をさせていただきます。

については、アンケート等で把握しているということですので、了解しました。

については、推移はということですが、答弁の中では、合併後増加しているということだったと思いますが、私のこの質問の前文の中で、旧西那須野地域で思うことは、町民運動会、それから那須塩原市は緑のまち健康マラソンとかいうふうに言っていましたかね、そういった中では、各自治会などで選手がより参加して、地域の二十七、八自治会があると思うんですが、そちらで、ある意味、組對抗じゃないですが、地域対抗のような形で競っていると。そういう中で参加する機会がたくさんあった、また自治会対抗ということで、自治会との交流が図られていたというふうに感じております。合併してからそういったものが減って、自治会という位置で見ると、各よその地域間との交流が減っている、それから生産年齢という、65歳以前のような方たちの参加機会は、私は、地元で見ていると若干減っているのではないかと。そうしますと、この市で掲げている市民が交流を深めていくことで、住民相互の親睦と連帯意識の高揚、そういったところが、またそれから健康の保持・増進にという意味では、若干薄れているのかなということがあるので、ちょっと今後、もう一度見直していただければよろしいかなということで、質問をさせていただきました。経過はわかりました。

続きまして 番、スポーツ施設の利用状況はどうか、利用頻度が少ない施設はないかという中では、塩原のテニスコート、それから射撃場が少ないというようなことがありましたが、やはり合併した趣旨というのは、効率のよい行政ということにもつながっていると思いますので、そういった施設を、市内にあるスポーツ施設全体を見直して、スクラップ・アンド・ビルドではないですが、市

民のニーズもあわせた形で、新しいこれからの、また10年先の計画等をやっていく上でも、再度練り直していただきたいなというふうに思いましたので、そういったものがあるということがわかりましたので、そういった質問をさせていただきました。

また、次に移りますが、改築した那珂川河畔公園プールについては、6,000人増加ということで、これは、お金を投じてこれだけ利用者がふえたと。それから、ことしの夏は大変暑かったということもあって、タイムリーだったというふうにも思いますので、今の状態としては大変いい結果が出ていて、来年もこのように利用者がふえていくことを私は願っていますので、この点も了解しました。

続きまして、同じ項目の中で、青木サッカー場のオープンイベントについてお答えをいただいたんですが、以前も青木サッカー場については質問をさせていただいていますが、単につくるだけではなくて、それでは飾っておくようなことになってしまうので、利用計画、それは4面つくるといふふうに聞いていますが、その4面つくる全体の費用とか、だれにどういう形で使ってもらうのかということの利用計画がきちんとできているかということで、以前も質問をさせていただいています。その中でことし聞き及んでいたのは、9月、10月は利用すると、オープンイベントをやるといふふうに伺っていたはずなんですが、まずそのところで、具体的にそれがなくなった理由を一度ちょっとここで再質問させていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 青木サッカー場の天然芝のほうの関係で、オープンの関係なんですが、

昨年度に天然芝のほうの整備をいたしまして、昨年度といたしますのは、ことし3月末までだったわけですが、その後、天然芝ですから、芝の繁殖といたしますが、養生も含めましてやっていたわけですが、なかなかその根つきといたしますが、込みぐあいというんですかね、それそのものが思ったよりはできていなかったというような状況でございます。ことし10月にオープンを最初予定していたんですが、そこにはちょっと使えないというような状況でございます。ことしのオープンを取りやめたというふうな経過でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） お昼前の答弁いただいた続きとして進めてまいりたいと思います。

開会式ができなかった理由ということで、一番の原因は芝の養生ということのように伺いました。

この青木サッカー場については、最終的に4面をつくると。今、芝のグラウンドが約6,000万ほど、それから、人口芝についての計画は1億を超える費用、それから、現在の維持管理費がことしは一千数百万だと思います。指定管理者制度はこれからもやっていくということですが、費用対効果ということは、教育の現場で必ずしも正しくないかもしれませんが、住民サービスの効率化、それから、費用対効果でなければ費用対満足

度という意味で、ことしは一度も使われなくてそれだけの費用が投じられたという観点から、私は、計画性ということも前からお話をしているんですが、天気が、芝が張らなかったからなくなってしまったというのではなくて、では来年、1年間の事業計画をこれだけ用意していますということは、具体的には今現在ございますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 来年度の青木サッカー場の天然芝も含めた事業計画ということだと思いますが、特別この程度ということではないんですが、ただ、市内のサッカー人口といたしますが、特にスポーツ少年団、それから中学生等のサッカー人口というのはかなり多いものですから、その辺のサッカーの大会、あるいは通常の練習等でそちらを使っていただくというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今のところ1面、来年もう1面できると。将来的には4面の計画があるということだと思いますが、何年度に完成させるとか、どういう人たちに使ってもらおうとか、今ある1面で足りているのであれば、4面の計画が必要だったかということも疑問があるので、なお一層将来計画をきちんと立ててやってほしいですよ。今回の補正予算の中でも、トイレとか防球ネットとかというのがまた4,000万ぐらいですか、追加されていると。要するに、申しわけないですけども、場当たりの予算のつけ方ということにならないようにということを、私はここでお願いしたい。

それから、今、特にイベント計画で目新しい言葉は聞かれなかったんですけども、民間の力をかりてでも、オープンにはそれらに上がるチーム

とか、そういった人たちを持ってきて、こういうチームが那須塩原市に来てやるんだなという、それは市民にとっても確かにうれしいことでもありますので、そういった計画をしていただけるような、それが年間においても、それが通年においてもそういう次につながるんですが、全国大会とか関東大会とかということにつながる計画を立てるといって、単なる教育施設という位置づけではなくて、そういう方向に考えてほしいという、ここは質問ではなくて、とりあえずここでは要望ということで終わらせていただきます。

次、5番ですね、スポーツ施設を通じて、市民のニーズと財政負担とのバランスはとれているかというところで、おおむねとれているということをお伺いしたので、それはそれとして受けとめておきたいと思います。

それで、例えばですよ、ちょっと戻る感じもありますが、戻ってしまうかもしれませんね、青木サッカー場はそうやって随意的に4,000万の予算をつけていますが、例えば、いや、緊急性という意味では、くろいそ野球場の事故が起きた、ああいうところの予算などもそちらのほうが緊急性はあったのではないかということも含めて、私は、この部分では、財政負担というのはちょっと大きな言い方だったんですが、予算のとり方で市民のニーズと緊急性というところを考慮していただければありがたいなということで、市の判断を、今の考え方、所見をお伺いしました。

これも終わりにさせていただいて、次、6番、全国スポーツ・レクリエーション祭と宿泊客誘致施策はできているかということで、県のほうが主体として宿泊施設等の調整をとっていただいたということですが、では、これのプレ大会というのがあったかと思います。それについてのこういう宿泊関係のことについて、ちょっと教えていただ

けますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） プレ大会につきましては、10月の下旬というか、末に行われました。若干ちょっと天候が、初日が物すごい、前の日からの雨でできなかったというのがありましたけれども、次の日はできたということでございましたけれども、宿泊につきましては、市内に宿泊しております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 参加している人数に対して、地元で宿泊された人の数というようなものについて、データはありますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） ことしのプレ大会の人数はちょっと手元に正確な数字を持っておりませんので、後ほどお知らせといたしますが、お答えしたいと思います。それに伴いまして、市内に泊まった宿泊客ということだと思いますが、基本的には全員市内に泊まっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ちょっと予測した答えと違うので、その関係者、審判とか選手とか、そういったほかのそれぞれの今回のことで、役員とかです、来た人全体と、そういう人たちがどこに泊まったかと、そういったことのバランスでお答えいただければと思って、全員ということでは何も言うことはありませんが、こういった大会をすることによって、観光とかそういったもの、地域振興につながるという観点から、青木サッカー場などもやる上で、そういった方向、今は教育委員会のほうで担当されているんだと思うんですが、例

えば思うんですがというところでちょっと話がとまっちゃいましたけれども、きょう、きのうの新聞でしたかね、日光でやはり人工芝サッカー場をやったと。やっぱり地域振興で観光につながるということを考えているようですので、教育委員会に限らず、これは産業観光も含めて、やっぱり農観商工からブランドというものですけれども、こういう施設も組み合わせ、那須塩原市の産業の振興に努めていただきたいと、そういうふうに思います。そういうことで質問させていただきましたが、きょうは個々の項については、これで終わらせていただきたいと思います。

では、2番について進みたいと思います。

2、道路行政について。

国・県により市内で現在計画中または実施されている道路事業は、財政難の折、市の発展のためにはぜひとも推進していただきたい。

しかし、国・県の場合は、市民生活が後回しにされてしまうことになりかねないので、市は市民の代表として前面に立つとともに、市民の要望をよく聞き、国・県に伝え、かつ、調整能力を發揮していただきたい。

また、都市計画道路として認定され50年ほどたったが、実施予定が不明なため、住宅建築の予定が立たない。周辺道路の整備により生活道路が遮断されるなど、生活に支障を来している現状があります。そこでお伺いします。

1、一般国道4号西那須野道路の整備実施予定は。またその計画は、通勤・通学など地域住民の利便性や生活環境にも配慮した市道との接続計画となっているか。地域住民との協議はできているか。

2、国道400号赤田地区の進捗状況と完成予定は。また、上記同様、その計画は、通勤・通学など地域住民の利便性や生活環境にも配慮した市道

との接続計画となっているか。地域住民との協議はできているか。

3、国道400号下塩原バイパス第1トンネル約1,200mの進捗状況と供用開始予定は。また、完成後、旧路線約1,500mは市道となると思われるが、その場合に予測される維持管理等と、その額は幾らか。

4、西那須野太夫塚地内、都市計画道路3・4・3号水源通りの整備予定は。

以上、よろしく願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2番、鈴木伸彦議員の市政一般質問にお答えをいたします。

道路行政について、順次お答えをいたします。

1の一般国道4号西那須野道路の整備実施予定についてであります。12月3日に清流会植木弘行議員の会派代表質問にお答えしたとおりであります。市道との接続計画につきましては、地元住民の要望を聞いた上で、詳細な設計に入ると聞いておりますので、現時点ではお答えはできませんが、今後、地域住民への説明会が開催されますので、地域の課題や要望等について協議いただければと考えております。

市といたしましても、説明会の意見や要望などを踏まえ、地域住民の生活環境への配慮をした設計となるよう要望していきたいと考えております。

次に、2の赤田地区の国道400号の整備についてお答えをいたします。

赤田地区の国道400号につきましては、国道400号と主要地方道西那須野那須線との交差点の交通渋滞の緩和を図るために、県が平成13年度に測量に着手をし、数回の事業説明会を経まして、平成21年度に工事に着手をいたしております。

北赤田交差点南側の上赤田公民館から西那須野

塩原インターチェンジまでの区間814mの整備につきましては、今年度末における事業費ベースでの進捗率は約70%の見込みとなっております。

完成予定につきましては、上赤田公民館からガソリンスタンドまでの間につきましては平成23年度に、インターチェンジまでは平成25年度ごろと聞いております。

また、上赤田公民館から南側の旧400号Y字路までの区間800mの整備につきましては、まだ具体的な計画には至っておらず、今後検討していただけるものと聞いております。

本路線は、4車線の整備でありまして、交通の安全を確保するために、中央分離帯が設置されることとなりますので、地元からの交差点の要望などにつきましては、地権者の協力を得た上で、関係機関との協議をしていきたいと考えております。

次に、の下塩原バイパスについてお答えをいたします。

下塩原バイパスの第1トンネル延長1,464mにつきましては、トンネル本体部分の工事が完了いたしまして、現在は、トンネル内の整備工事を行っております。供用開始は平成23年と聞いております。できるだけ早期に供用ができるよう県に要望をまいります。

供用開始後の旧路線の管理につきましては、全体事業の完成時期に合わせて県と協議を行うこととなっており、協議が調うまでは引き続き県が管理することとなります。

現在県が行っている維持管理といたしましては、除雪、木の枝等の伐採、落石防止対策、路面の修繕、側溝の清掃などであると聞いております。

最後に、の西那須野太夫塚地内の都市計画道路3・4・3の整備予定についてお答えをいたします。

道路整備につきましては、道路整備基本計画に

基づきまして事業を実施しております。現在のところ、都市計画道路3・4・3につきましては、整備の計画はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 市長からの答弁をありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

一般国道4号の道路の整備の予定は、住民との協議を進めているということですが、まず、市長に1つだけお伺いしたいんですが、この国道ができた場合、周辺住民の環境ですね、閑静な住宅地になっている第1種住居地域、そういったところが今よりよくなると思われるか、悪くなると思われるか、その辺の認識だけちょっとお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 住宅環境の点からということ、悪くなるかよくなるかという判断をしてという話でございますけれども、道路状況につきましては、私は、よくなるものという認識をいたしております。当然、地域の中で大きな道路ができるということになりますと、それなりの利便性は出てくるものというふうに判断をしております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 道路を使う人の利便性は、通る方については、市長がおっしゃられるとおりでありますが、これは、今度は私からですが、今ある道路の周りに住んでいる方にとっては、交通、その分離帯のできるということが一番問題なんです、隣が同じ組内だったり、話が近い人だったところが、道路ができることによって、その地域のつながりが分断されてしまう、市道が分断されてしまう、それから交通量がふえること

によって、騒音、振動、大気という部分という観点では、すみません、再度、もう一度。そういう観点で市長はどのようなお考えか、よろしく願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 道路というものは利用するためにできるものというふうに私は認識をいたします。住宅地であれ何であれ、騒音が出るとか出ない、それは多分基準の中でクリアできているものというふうに認識をしますし、そういう意味では、生活全体、ここにこの人がどう、こう乗っていくんだらうと、いろいろ意見は出てくるのかなというふうには認識はしますが、市全体の計画の中では、そういう意味で私は、道路はできることによって利便性が生まれるというふうに、全体的に思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） さすが市長ですので、市全体としてお答えいただいたと思います。でも、その市長の中に、やはり若干、地域、個別にはというところがあったと思いますね。私は、そここのところが、市長がやっぱりわかっていたいなんだと思います。この計画を進めるに当たっては、50年前は田んぼだったわけで、周辺が田んぼだったところに計画を立てていたと。今ある道路は、周辺は準工業地域の中を、今現在の道路はですね、走っているわけですが、今、新しく計画しようとしているところは第1種住居地域ですね。やはり、周辺の住環境をよくしようという地域にできる道路でありますので、市民目線でということで、地域の人の声も、先ほどおっしゃった、相談はするということですから、ぜひともよく傾けていただいて、大変ではありますが、

国・県とよく話をさせていただいて、予算をとっていただいて、烏ヶ森という歴史のある、開拓の地のある公園もありますので、どうぞ、その辺の調整をよろしく願いたいと思います。そういうことで、1番については終わらせていただきます。

2について、1と2は全く感覚が似ていまして、分離帯ができるということで、地域を分断してしまうという観点で質問させていただいていますので、協議分断することによって、公民館に行くアクセスが、今まで、例えば1kmぐらいで行けるところがぐるっと回って2km、3kmなんていう、ちょっと3kmというのは長いかもしれませんが、そういうことも起きたりするので、安全性も大事ですが、今までの交差点が分断されてしまうということに対して、であれば、違う市道としての迂回とか、そういう地域の皆さんの声を聞いてもらうということで、ここも協議しているということですので、より一層地域の声を聞くということで、ご協力をお願いしたいと思います。

3に移ります。国道400号バイパスがトンネルができるということは、降雨時とか災害の問題とか、渋滞緩和のために大変役に立つ道路で、那須塩原市の発展にやはり大きな面で役に立つと思いますが、将来、今回のお答えでは、まだしばらくは国道として残るということでもありますので、財政的な部分で、今後よく国・県と協議させていただいて、新しいものをつくったけれども、古いものは那須塩原市で全部負担ですよというふうになった場合の、その場合の市の財政的な考え方、どういうふうに管理していくかというのだけ、質問を1つだけさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど市長から答弁が

ありましたように、全体事業が完成する間際になって県と協議をするということですが、そういうことで現在、県でどのぐらいの維持管理費用がかかっているかというのはまだ把握しておりませんので、いずれにしても、全体事業が終わるまでには相当期間ありますので、その期間の中でいろいろ検討します。ただ、先ほど言いましたように、全体事業が終わるまでの期間については県管理という形になりますので。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 了解しました。時間があるということですので、それまでにある、時間がかなりあるような感じがするので、その中で検討されていくんだと思いますので、この項についてはそういうことで終了したいと思います。

それでは、3に移らせていただきます。3、工業団地について。

旧西那須野町時代の産業振興や雇用の発展のために町民の協力を得てつくられた工業団地には、現在も農地として利用されている土地や宅地があることや、市民の反対運動がやまない中、想定していない産業廃棄物中間処理施設の設置計画が進行している状況であります。そこでお伺いします。

1、赤田工業団地内中間処理施設の手続の状況は。

2、西那須野地区の工業団地の工業排水、雨水の排出許可基準は。

3、市の産業振興、雇用、税収も考慮した企業誘致施策はどのように考えているのか。また、未立地の工業団地内の土地は今後どのようにするのか。

以上、よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 3の工業団地につ

いて、3点ご質問がありますが、私からは、についてお答えをいたします。

まず、の赤田工業団地内中間処理施設の手続の状況についてお答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設設置許可申請につきましては知事の権限であります。既存中間処理施設の時間延長計画に係る手続としては、平成21年4月10日に変更許可申請が県にて受理されております。

また、焼却処理施設等を含む中間処理施設の二期計画につきましては、本年10月29日に設置許可申請が県にて受理されている状況であります。

次に、の西那須野地区の工業団地内の工業排水、雨水排出許可基準についてお答えをいたします。

工場排水につきましては、まず、水質汚濁防止法により、特定施設から公共用水域に排出される水について、有害物質と生活環境に係る排水基準が定められています。

また、栃木県では、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例を定め、法の排出基準より厳しい排出基準、いわゆる上乘せ基準を設定しております。この上乘せ基準は、特定施設ごとに定められています。

その他、企業と自治体、または地元住民との間で公害防止協定を締結し、これら法律、条例等の基準を上回る基準を設けている場合もございます。

雨水につきましては、排出基準は定められておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 私からは、の企業誘致施策はどのように考えているか、また、未立地の工業団地内の土地は今後どうするのかについてお答えいたします。

新規に企業が立地することは、雇用機会の拡大、
税収の確保、地域活性化等の面から歓迎すべきこ
とであり、産業振興の大きな役割を担うものと思
えております。今後も、本市に立地を希望する企
業に対しては積極的に支援をしていきたいと思
います。

四区及び赤田工業団地内にあります未立地の土
地につきましても、すべて民有地であります。工
業専用地域、準工業地域という企業立地のため
の用途指定でありますことから、本市の活性化に
寄与していただける企業の立地を期待しており
ます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、順次再質問をさ
せていただきます。

手続の状況ということで、端的に質問させてい
ただきますが、24時間の稼働について、市長の責
任のもとでの許可権があると思いますが、それ
についての見通しはどのようにお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 建築基準法51条ただし
書きの許可という形だと思いますけれども、この
手続要綱につきましては、平成22年3月29日に申
請を受理して、現在、書類上の審査は終了して
おります。その時点で市は、事業者に対しまして地
域住民との話し合いを行うようにということで指
導しているところでありまして、8月中旬に地元
住民と事業者の間で協議会運営委員会が設置さ
れております。現在までに定期的に計4回開催され、
既存の中間処理施設の協定の内容について、協議
が行われているところでございます。

また、焼却施設を含む中間処理施設の二期計画
に係る許可申請につきましては、平成22年11月4
日に受理して、現在審査中でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今、運営委員会での話が、
協議している回数が出たかと思うんですが、
じゃ端的に、9月議会のときに市長の回答に、住
民合意も許可の要件ということでしたけれども、
その中で、住民合意は今十分に図られているか
いなかの所見をお伺いしたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） この8時間から24時間
の延長計画につきましては、地元及び業者に対し
まして、それらの問題点についてお話をしてい
ただくようにということで、両者に対して市から指
導をしているところでございますけれども、現状
においてはその問題点については話し合いがな
されていないという状況で、今までの協定書の見
直しを随時やっているということで、24時間にな
ったときのそれぞれの問題点については話は出
ていないというのが現状かと思えます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 合意形成がとれているか
ということで、それは合意形成がとれていない
というふうを確認をしたいんですが、そういう判
断によろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 合意形成という形です
けれども、話し合いが行われているということで、
その合意形成に向けた話し合いがなされている部
分はあるというふうに解釈します。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） これからも、市民の皆さん
の様子をよく見ていただいて、合意形成がとれて
いるかどうかの判断をしっかりと見据えていただ
きたいと思えます。

それでは、二期工事の規模の大きさが一期工事と雲泥の差があるように思います。その辺の規模について、議員の皆さんにわかるようにちょっとご説明いただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 質問が排出基準ということでございまして、大体中間処理施設の二期工事を計画している規模ということですが、1日92.4tでしたか、その焼却掛ける2基の焼却炉と聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

私のほうとしては、その許可をするに当たっての進行に関連しての考え方なんです、私の時間が使われるのがちょっとつらかったのではあるんですけども、今の24時間に変更しようとする施設の1日の処理は19.2立米なんです。これが3倍になるということは、3つの工事ができるぐらいの許可をしようとしていること。それで二期工事に関しては、そういった施設が最初から24時間で、1日の処理量が70ぐらい、最初から、そういう焼却じゃなくて脱水施設というだけでも、汚泥だけで78.4立米、ばいじん、汚泥の処理が58.7立米、24時間稼働。これは、今ある一期工事よりもほぼ倍、24時間稼働のようなものがこれだけで2つできていると。そのほかに、焼却施設で那須クリーンセンター以上の大きさのものができる。その処理物については、活性汚泥とかあらゆるものの施設であるので、今、建築基準法、これも、建築基準法51条の許可の案件であります、申請もされているということで。今ある施設が24時間、それも非常に大変な問題ですが、次の施設についても、このまま手続が進んでしまうと、那須塩原市

の将来の発展、振興について、私はまちづくりという上でも重大な影響があると思ってる質問でありました。

許可するかどうかという観点の中に、ではこの工業団地、みずからつくっている工業団地なんです、そのときの趣旨、またそれから旧西那須野町の時代の複合施設というような形であると思うんですけども、つくった趣旨と、そのときの目的というものを、もしできたらご説明いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 西那須野工業団地の造成の趣旨といいますか、そういった部分でお答えしたいと思えますけれども、6月議会の中でもその辺のお話は出てきたかと思いますが、西那須野町として雇用といいますか、雇用を通じての税収の確保、あるいは経済活性化、そういった面から、工業団地を造成して市内の活性化を目指してきたというふうに認識しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、平成17年3月4日の事前協議の回答という中には、西那須野地区土地利用基本計画フロンティアゾーン地区複合業務に指定されているということが書いてありまして、その中で複合業務地域は商業業務地点及び情報通信技術を活用した企業の誘致を図ると位置づけられていると。要するに、市民に対してそのように行政側から言われて、企業側、建設会社も不動産業界もそのようなものを誘致するということに対応してきたと。今、そういう基準を行政みずから、那須塩原市みずからが持っているわけで、それに対して、これから51条の許可をしようということですので、そういった意味で、市の考え方

をまちづくり、都市計画という意味でどのように考えているかお答えいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 用途関係ですけれども、あくまでも工業専用地域、工業地域というのは、都市計画法での手続をされて決定されている用途地域でございます。その上に違う網をかぶせるということはありません。当然、その都市計画決定された用途地域が優先。優先というか、その地域だというふうな解釈になるわけです。したがって、工業専用地域につきましては、工業専用地域ですから、どういう業種が来てほしいという専用地域になりますので、業者については、ある程度市としてもよい企業が来ればよいと思いますけれども、法的にはそういうふうな形になっております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 工業団地もとの地域はまず無指定、その後工業専用地域が指定されて、その後から造成をかけて住民に公害のない優良な企業を持って来るということを説明した経緯があって、その中で判こをもらってつくっている。要するに、市民が工業専用地にしてくれと言ったわけではなくて、工業専用地域は、行政との中でできた専用地域、そしてその中で造成をして、今言ったような旧西那須野町の土地区画整理利用基本計画において、フロンティアゾーンとして複合地区としてそういうものをやるんですよと行政みずからが立ち上げた部分において、自分でそこがそういうものは網をかけるのはおかしいと今おっしゃったと思うんですが、もう一度、そうなんですかね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 法的に言えば、都市計画法で決定された工業専用地域が優先になり、それにフロンティアゾーンとか、そういう網というか、エリアは振りはできますけれども、工業専用地域にそれは重ねてそういう部分だということの解釈はできないと思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ここでは、長くなりますので、その資料もありますから、重ねてあったこと、その資料も事実として、市がみずから自分のやってきたことを重ねることができないと、西那須野町の時代から合併して、途端にそういう考え方、法的にはそうですよ、法的にはそうですけれども、みずからかけたという、そのことを勘案してこれからの許可の方向をどうするかという判断に私はゆだねていただきたいので、この手続の状況という中で話をさせていただきました。では、一応そういうことがあるということで、1番については了解しました。

2番、今の排水状況の許可基準ということですが、けれども、基準値という意味ではなくて、そのあいているところに線が道路の中に入っているわけですね。それは利用できるかどうかということ、利用できる、今の答弁ですと、排水する、東武商事は排水はしません。でも新たに別の企業で工業排水を、施設を利用したいという会社が来た場合は、それでは協力というか、排水させることを認めるんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 新たな企業立地というご質問でございますが、この工業団地への誘致という部分につきましては、大田原市との打ち合わせもしております。そういった中で、大田原市ではこれまでも、平成14年度に大田原市と打ち

合わせの中で企業誘致条例、これは、西那須野町で企業誘致条例を廃止したということに伴いまして新規に排水管は使えないということで、大田原市と合意しているということでございます。今後ともこういったことでやっていきたいということで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 新規で排水管は使えないという協議がされていたということですか。議長、すみません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 西那須野町での企業誘致条例廃止に伴い、新たな工業立地といいますが、町として誘致を行わない、すなわち、新たな工場は来ないというもとの新規に排水管はもう使用しないという合意でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） きょうはそれを伺ったということだけで、この項については、ちょっとびっくりしたんですが、終わらせます。

じゃ、続いて、3番なんですけど、当初つくった趣旨に基づいて、工業団地は民地もまだ残っているということなんです。やっぱり、雇用とかそういったことも含めて進行していくということでしたが、どのようにこれから、本気でというのもちょっと失礼かと思うんですけども、意気込みなどをお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） これからの市としての企業誘致をする考え方でございますが、ご案内のように、経済情勢は非常に厳しいということ

で、製造業に関しては国外への立地を求めている状況があります。こういった中で本市におきましても、企業立地について、年に一、二件の問い合わせはございます。そういった中では、情報提供という部分の中で、新たな企業立地を進めているといった状況でございます。今後ともこういった、今までの中で問い合わせがあれば、それらに積極的に対応していきたいという考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 昭和の終わり、これからバブル景気に向かっていく時代につくった工業団地でありました。その間、今もまだ残っている部分はあると思うんですが、やはり市が、当時町ですけども、町がわざわざ地主に協力を積極的に求めてつくった団地であります。その中で、ほったらかしの部分というのはあれですが、地主も持ち切れなくて、そういったいろんなことで有利なところに売るということもあったかと思うんですが、これからも、私の要望ですけども、当初の趣旨にのっとった形で優良な企業をそこに張りつけていただくことによって、今後のそういった市で望まないような施設が来ない、「攻撃は最大の防御なり」ではありませんが、残った民地についてはそういう方法で対応していただきたいと思っております。

この項の最後としまして、市長は、全国産廃問題連絡会の会長に就任をされていますが、なぜあれが立ち上がったかということ、いろんな地域でのそういった産廃の問題があちこちであったと、そういう中で、当時岐阜県の御嵩町の町長さんが立ち上げたということだと思います。市長はそれの会長に就任されたわけですから、地方のそういった産廃問題の痛みがよくわかっている団体、組織だと思います。そういう意味では、法律が不条理

なところがまだまだたくさんあるということを認識されているのだと思いますので、今後、そういう法律の不条理を直していく上でも、市長がとった、持っている許可権を有効に利用して活用していただいて、地方にこういう問題があるんだということで闘っていただけると私は信じておりますので、今までの発言もあわせて、もうこの地域に産廃施設は要らないということで、これからも市長がそのように頑張っていただけることを私は期待して、この項の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして4番、市営駐車場管理についてに移らせていただきます。

道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資することを目的とし、市内には6カ所の市営駐車場が設けられております。そこでお伺いします。

1、西大和駐車場の利用状況及び有料であることのメリット、デメリットは。

2、黒磯駅前西口臨時駐車場、黒磯駐車場の管理体制変更に伴う利用者数の変化と状況は。

3、官から民へという観点から市の財政に照らし、現在の方針が最善と考えるか。

以上、よろしくをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、答弁する前に、先ほど鈴木議員から、赤田地区の中間処理施設の二期工事の焼却の1日当たりのトン数ですが、私は93.4と申し上げましたが、93.6の誤りですので、訂正させていただきます。

それでは、4の市営駐車場管理についてですが、市営駐車場については、かねてから問題となっていました長期の駐車解消と商店街での買い物やJR送迎の短時間利用者等の利便性を高めるため、すべての駐車場において最初の1時間を無料とし

た利用料金に改正したところです。

まず、1の西大和駐車場の利用状況につきましては、昨年9月15日に供用を開始しましたので、平成21年度は約7カ月の利用台数となりますが、4万6,724台、1カ月当たり6,675台となっております。

また、今年度の利用台数は、4月から10月までの7カ月間で6万7,835台、1カ月当たり9,691台となっており、昨年度に比べて1カ月平均約3,000台増加をしております。

次に、有料であることのメリットについては、1つには、短期的な利用形態となるため、長期駐車が減少し、多くの市民が利用できるようになること。2つには、利用者に適正な負担をいただくことにより、公平性の確保が図られることにあります。

西大和駐車場は、短時間での買い物や飲食などの利用者が多く、全体的に利用者が増加していることから、特に有料であることのデメリットはないものと考えております。

の黒磯駅前西口臨時駐車場、黒磯駐車場の管理体制変更に伴う利用者数の変化と状況については、昨年の改正により長期駐車や放置車両は減少し、短期的な利用者が増加しており、よい効果が出ているものと考えております。

利用台数については、黒磯駅前西口臨時駐車場では、改正前の昨年4月から8月までの5カ月間で6,443台、改正後の今年度同期につきましては6,638台で、195台の増となっております。また黒磯駐車場では、同様に改正前は2,063台、改正後は2,359台で、296台の増となっております。

次に、の官から民へという観点から、市の財政に照らし現在の方針が最善と考えるかとの質問ですが、市営駐車場は、周辺の民間駐車場に配慮しつつ、道路交通の円滑化や公衆の利便性向上に

寄与しており、また管理方法も、現在、西大和駐車場を除き、公募による指定管理者制度を導入し、サービスの向上と経費の節減を図っております。なお、来年度からは西大和駐車場についても指定管理者制度による管理を予定しております。

また、財政面においては、平成21年度の使用料収入に対し、直接経費のみでの比較であります。黒字となっており、良好な状況であると考えております。

今後、さらに利用率向上の観点から、各駐車場の利用状況を踏まえ、一部月決め料金制度についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） では、再質問に移らせていただきます。

西大和町駐車場の利用状況ですが、利用者数はたくさんおられて、周辺の交通整備のメリットの点が多くて、デメリットは端的に言うとなんというふうにお伺いしました。1から3をちょっと総括しての質問にさせていただきます。

それでは、私は、駅前駐車場というのは公共施設的なものがあると思います。それから黒磯駐車場、これは、市の持っている経緯について、少しお聞かせ願えますか。市が所有している、最初から持っていたわけではないと思うので、黒磯駐車場の持った経緯、どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 黒磯駐車場の取得の以前の利用形態のご質問ですが、黒磯警察署の跡地ということで聞いています。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 黒磯駐車場については、警察署、私もちょっと詳しくわからないところがあ

ったので伺ったんですが、そういったところを市が受けて、無料で貸し出していたというような状況だったのかなと思うんですね。それで、長期利用を改善するためにこういった形にしたというふうに、ちょっと私は聞いているんですが、では大和町駐車場については、まず周辺に公共施設はないのではないかということと、あそこはもともとは公共施設だったのではなくて、わざわざ市が買ったのではないかと思うんですが、その辺の大和町の経緯をちょっとお聞かせいただけますか。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 西大和駐車場の取得の件ですが、これは市が所有しておりますけれども、あそこは公共施設がないというふうなご指摘ですけれども、市営駐車場につきましては、公共施設のみならず、買い物というか、そういった中心市街地の活性化というか、そういった観点からのものでもありますので、必ずしも公共施設が近くになければならないという考えではございません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 駅前であって、30分ないしは1時間無料で切符を買ってくるとか、そういったことについて、大変市民にとってはメリットがあると思います。黒磯駐車場についても、道路が抜けるという計画もある中で、市が持っている、保持し続ける、その中での利用の仕方として、なるほどなという納得のいくものであります。大和町については、通常で考えると、スーパーなどは自分で全部確保してしまして、周辺の店舗なども自分で本来は確保するんでないかなと思うんで、そういう努力目標について公平性がどうかと思います。そこだけちょっと質問だけさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほども申し上げましたが、あの地域は再開発ということで、今、中心市街地の活性化ということのお願いがございます。そういう中で、先ほども申し上げたとおり、高齢者の買い物とか、そういった皆さんの買い物への利便の向上、そういうものも大きくウエートを占めております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 3番につながるんですが、官から民へという観点で、行政のスリム化という意味では、わざわざ買い取るのではなくて、なるべくだったら民でできるものは民でやっていったほうが財政上は有利になるのではないかという質問で、これが市民の要望・ニーズに合っているという考えであれば、しばらく様子は見たいと思います。

ということで、以上、質問を終わらせていただきます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 先ほど、スポレク大会のプレ大会、今年度開催されました関東エルダー、エルデスト大会の参加人数の答弁を保留させていただきました。それにつきましてお答えをしたいと思います。

全部で16チーム来市いたしまして、役員を含まして334名の方でございます。その16チームのうち15チームが市内に宿泊をして、1チームが那須町に宿泊をしたということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

9番（鈴木 紀君） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど、岐阜県の件だったんですが、岐阜県は御嵩町で、町長は柳川町長です。それだけ訂正させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。16番（早乙女順子君）では、早速、1番目の保育所の待機児童解消策の問題と保育の質についてから質問いたします。

国は、待機児童解消策として、保育所で収容し切れない子どもの受け入れ枠をふやすねらいで、幼保一体化に向けた論点を示してきました。全国知事会では、保育所の人員・設備・運営基準の引き下げを保育の実施主体である市町村ができるようにする、また、私立保育園の給食の外部搬入を可能にするなど、構造改革特区を共同提案しています。特区で行う効果を待機児童解消や保育園の合理化としています。これらの提案は、子どもの権利条約、保育所保育指針の趣旨にある子どもの最善の利益を第一に考えてのこととは思えません。そこでお聞きいたします。

、国や全国知事会の動きに対し、那須塩原市

では、保育所運営への影響をどのようにとらえていますか。

、今後の那須塩原市の保育園民営化への影響があると思われませんが、どのような点であると認識しておりますか。

、国や全国知事会の余計なお世話が保育所への質を落としかねませんが、那須塩原市の保育所の質の向上をどのように考えていますか。

、現在の保育所の人員・設備・運営基準と給食の園内調理など、保育の内容は最低でも維持すべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上で、第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） お答えいたします。

まず、1の保育所の待機児童解消策の問題と保育の質についてお答えいたします。

の、国や全国知事会の動きに対して市では、保育所運営への影響をどのようにとらえているかについてであります。論議の幼保一体化や全国知事会の提案に対する国の取り扱いが明らかではありませんので、その影響につきましては、評価する段階ではありません。市としては、現行の保育水準の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

の保育園民営化への影響であります。現時点では、現行の保育所制度がどのように変わるか明らかではないため、民営化の影響につきましても見きわめがつかないところです。

いずれにしましても、平成20年5月に策定いたしました保育園整備計画に基づき、民営化を進めてまいりたいと考えております。

と は関連がありますので、あわせてお答え

いたします。

でお答えしましたとおり、保育指針や施設基準がどのようになるか明らかではありませんが、市としましては、現行の施設基準を維持し、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ではまず、ちょっと関連しない質問をしにくいので、だけを外しまして、今お答えしていた部分の と と に関して再質問をいたします。

まず、 に対して今の答弁では、幼保一体化も全国知事会の動きも、国がどうするか明らかにしていないので影響はわからないが、今の保育水準の維持向上に努めたいと、そういうご答弁だったと思いますけれども、ここで維持向上に努める保育水準とは、実際に具体的に何を指しますか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 保育所の設置基準等に定められたいわゆる保育室の1人当たりの面積、あるいは保育内容等々の現行基準でございます。ただし現行基準というのは、議員さんご案内のように最低基準でございますので、そのような形でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今お答えのところ、その保育の水準というのは現行基準ということで、これ、今言われている現行基準という言い方をしているのは、厚生省令の75号、平成22年度の6月についた省令での児童福祉施設最低基準、それを指すのでしょうか。それとも、現行のということで行われているのは、その基準に那須塩原で行っ

ている現行基準を言っているのか、どちらなのか
ちょっと答えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 那須塩原市で現行
の行っている基準でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 那須塩原市で行ってい
る現行基準を守りたいということですので、ちょ
っと安心いたしましたけれども、先ほどの 番目
の答弁でもそうですし、あと、 番目のとこ
ろで言っていたのが、 番目のところの部分では
保育水準の維持向上というふうにお答していまし
たけれども、先ほどのところ、保育指針や施設基
準というふうに使われたと思うんですね、
のところでは。それというのは、 番目で言った
ものと、 番目で言ったものと基本的に同じよ
うな気が私はするんですけれども、その違いと
いうのはありますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 基本的に相違ござ
いませぬ。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私たちも、人員基準と
か施設基準とかも、何か言い方、統一していない
で使っているものですから、先ほど言った保育基
準とか施設基準というのは、今那須塩原市で行っ
ているものを基準として、それを維持することに
努めたいという、そういうお答えだったというふ
うに思います。

そこで、ちょっと細部にこだわるようなんです
けれども、語尾が努めるというふうにはさっき表現

なさったんですけれども、私は守るというふう
に言い切っちゃったんですけれども、その辺のとこ
ろで、保育水準、施設基準を維持するという考え
方であるということで、普通、行政の条例とか何
かに使うときの何々に努めますとかいうのは、ど
ちらかという努力目標で、余り消極的ではない
けれども、それよりはもう少し確固たるものがあ
って、維持向上とか施設基準を守っていきたいと
いうふうに思われて使われたんだというふう
に私は理解するんですけれども、そういう解釈でよ
るしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） そういう解釈で結
構です。現在ご案内のように、公立保育園の民営
化については既に、ゆたか保育園について来年4
月からのものが進められておりますし、なお民間
設立のものとして、本年度コメントさん、それか
ら来年度についてはこひつじさんということで、
いずれも定数80名、60名という新設保育園もつく
りますんで、これらすべて現行基準で、委託等も
含めて設置をしているという状況でございます。

なお、今後、保育園の整備計画の中でうたわれ
ております各民営化保育園についても、同じよう
な基準で委託していく基本的な方針でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の答弁をお聞きしま
して、安心しました。実際にいろんなことが起き
ても、民営化をしていて、民営化のときの約束と
して、今の保育の質は下げませんよということで
民営化しますというふうには保護者との約束です
ので、その辺のところを、やたらに全国知事会がわ
けのわからないことを言ったからといって、それ
に従っていたのでは、保護者との約束が守れませ

るので、今言ったことは守っていただきたい。

なぜそんなことを心配するのかといいますと、実際に全国知事会では、やろうとしていることをちょっと整理をつけてみますけれども、先ほど言った厚生省令の児童福祉施設最低基準の第2条の目的の中では、子どもにその最低基準は保障しますよ、それを、那須塩原市はそれにプラスアルファをしている。栃木県もそれにプラスアルファをしている。実際保障するのは、県であったり市町村です。

ちょっとお聞きしますけれども、第3条の最低基準の向上というのが、児童福祉施設最低基準の第3条のところは「最低基準の向上」ということになっていますけれども、それはどなたが向上させなければならないという要綱なのか、ちょっと解釈をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ちょっと条項、今手元にはないんですが、基本的には設置者ということでございます。また、一般的に個別の保育所じゃなくて、那須塩原市全体の保育園、認可保育園も含めた形での基準というふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この最低基準の向上では、その条文をちょっと、一部ですけれども読んでみますね。都道府県知事は、「最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告できる」。施設とかに勧告できるというふうになっている。要するに、最低基準を向上させるのは知事の役割ですというふうに、この条項で言っているわけです。ここで全国知事会が行おうとしている構造改革特区の共同提案、ここですごく矛盾するんですけれども、全国知事会は、この那須塩原市が守ろうとしているその最低基準、那須塩原市

はもちろん最低基準に上乘せしていますけれども、それを下げることができるというものを特区でやろうとしているわけですね。ですから要するに、知事が自分は向上させなければならない役割がありながらも、市町村に基準を下げるということさせるといことを、今、特区で提案をしているわけです。だから、自分でやらずに、市町村に最低基準を下げるということをやらせようとしているから矛盾が来るんですけれども、もしそうなったときに、今の最低基準が下がったとき、国とか県の負担しているものがありますよね。人員配置であるとか、建物を建てる時とか、そういうときは、下げたら、県にはそこでどういう影響が出ますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ちょっと仮定の話なんで、何ともお答えしようがないところなんです。いずれにしても、大目的、議員さんもおっしゃったように、待機児童の解消、どちらかという大都市向けのな全国知事会としての考え方等々が含まれているのかなというふうに予想しておりますんで、那須塩原市としては現在、待機児童で申しますと、今年4月1日現在で待機児童が5人、去年は31人。ご存じのように、コメントさんが民営保育園として生まれたものですからこういう状況にあるということですので、あえてその施設基準等を下げるといことはしないでもいいという状況にあるということだけは確認していきたいと思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 何遍もしつこいようですみませんけれども、実際に、先ほどの回答、言いにくいでしょうから、県のことでですからね、ど

うなるか私のほうから答えてみますけれども、要するに基準を下げると、国とか県が負担していなければならない金額も下がるんですね。だけれども、その基準を下げるということは、市町村にさせるんです。だから矢面に立つのは市町村ですね。だけれども県は、自分の負担もそれに伴って減ってくるんですよ。今、保育園、1歳児に3人に1人というのを上乘せで県はやっていますよね。そういう部分のところを、もう勝手に市町村が下げてしまったりしたら、県は、それに伴った部分というのは経費が軽減されるんで、県は結構メリットがあるんで、全国知事会はこんなことを、じゃなかったら、全国一律にその特区で県が音頭をとってやらなくたって、特区で、市町村でそういうことをやればいいのにもかわらず県はやっていますので、ですから宇都宮市では、3歳児以上も公立保育園で自園調理を実施しております。那須塩原と同じです。ですから、知事会の特区の提案には乗りませんというふうに明快にお答えしています。ですから、那須塩原でも自園調理、やっと全那須塩原市、自園調理になっているということは、市長の英断で合併後すぐにやってくださったことですので、それは明快に維持するという考え方を、先ほどのだったら人員整理だけでなく、それは給食の自園調理に対してでも同じという考え方で、要するに、乳幼児、赤ちゃんのところへまでも自園調理じゃなくて外から運んでいいよということをやろうとしているんですね。そういうようなことになったとしても、実際今、那須塩原市という、公立保育園はそうになっていますよね。ただ、それにあえて乗らない。保育の質を下げないために乗らないという判断をしていますけれども、その辺のところもやっぱり同様に考えてよろしいですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 前段では、多分析木県の特別保育事業実施要綱に基づく、いわゆる加配保育、3歳、1歳児の入所に対する補助、あるいは調理員の増員補助の関係だというふうに認識しているところなのですが、何せ、残念ながらまだこうだというものが出ていないんで、ちょっと現時点でどうこうという形はコメントを控えたいというふうに思っているんですが、いずれにしても、こういう制度は子どもたちにとっていい制度であるというふうに認識しておりますので、一番冒頭に申し上げたように、現在的那須塩原市の水準を維持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このところ、全国知事会の動きを知ったために、私はすごく心配をしていたんですけども、明快な答弁をいただいて、せっかく栗川市長になって、那須塩原市の子どもたち、10カ月の子どもに焼きそばが学校給食センターから届いていたなんていう、そういう状態が解消されたのに、また余計なことを知事会がやっているのかというふうにちょっと心配したものですから、何遍も何遍もしつこく聞いたわけです。

の再質問ですけれども、ここについては、見きわめがつかないということで、計画どおり進めるとのことですけれども、国の予定した幼保一体化が後退し、子ども子育て新システム検討会の作業部会では、幼保改革の5案を提示しているところ、そこから進んでおりませんので、この質問は後日改めて質問するというので、次に移らせていただきます。

次、介護保険制度改正で市民と市が受ける影響についてに移ります。

2012年度の介護保険制度改正に向けて、2011年の国会提出を目指して、介護保険法改正案がまとめられようとしています。現在、賛否両論の論点整理が行われていますが、軽度とされた人への利用制限がさらに強まり、低所得者の人が制度からはじかれ、市町村へしわ寄せが来そうです。そこで、以下の点についてお聞きいたします。

現在の時点で、市民や市にとってどのような影響が出ると把握していますか。

、軽度者の生活援助のホームヘルプサービスは市町村事業に移そうとしていますが、市が実際担えますか。

、介護保険制度のサービス基盤整備は市町村の責任ですが、例えば24時間対応型定期巡回・随時対応型サービスの新設というものが出てきたとき、那須塩原で対応できるものなんでしょうか。

、居宅介護支援事業の利用者負担の導入が話されており。ケアマネジャーと契約をせずに自己プランを立てる人が多くなったとき、市はプランチェックなど対応できるものでないでしょうか。自己プランではサービス担当者会議などの開催を義務づけられていますけれども、その開催が困難とはならないのでしょうか、問題はないのでしょうか。この点に関してどのような認識をお持ちかお聞かせください。

、市民や市には大きな影響が出そうです。市は、保険者として市民を守ることができるのでしょうか。国に市町村からもっと意見を言ってもいいと思います。何らかの形で意見を言うおつもりはございませんか。

以上で、1回目の質問にいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 2の、介護保険制度改正で市民と市が受ける影響についてお答えい

たします。

現在国においては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会等において検討を進めているところです。

去る11月25日に、第37回介護保険部会が開催され、介護保険制度の見直しに関する意見がまとめられたところでございます。この意見書を受けて改正案をまとめ、来年の通常国会に提出することになると考えられますが、今後どのような制度が改正されるか、これについても不透明な状況にございます。このような状況を踏まえて、順次質問にお答えします。

まず、 の、市民や市にどのような影響が出ると把握しているか及び から の介護保険制度改正に市としてどのように対応するかの質問についてですが、不透明な状況下でありますので、影響把握は困難な状況にあります。

次に、 の介護保険制度改定により、市民や市に大きな影響が出そうであるが、市は保険者として市民を守ることができるかとの質問ですが、市としては、新しい制度に対応して適正なサービスを提供することが責務であると考えております。

また、国に意見を言うことはないかとの質問ですが、必要な人に必要なサービスが提供され、持続可能な介護保険制度が構築できるよう国においても検討されているものと考えており、独自に国に意見書を提出する考えはございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問に移ります。

今、 から 、 、 までくられたような気がしたんですけども、この不透明な状況下で影響の把握は困難との答弁でしたけれども、ここで何が不透明だと感じているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） お答えいたします。

先ほどの見直しに関する意見ということで、意見書がまとめられたという話をしましたが、私の手元にその内容について来ておりますが、インターネット等で調べた結果です。まだ国から全然何もという状況でございますが、両論併記、また、その案に対する否定的な見解等も漏らされておまして、何とも不透明であるということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 要するに、厚生労働省のほうの審議会と、先ほど言った社会保障審議会の介護保険部会のところでの意見の取りまとめが出されて、両論併記で出されているということで、それが不透明であるので、どちらに転ぶかわからないので答えられないというふうにおっしゃったわけですが、私も、今インターネットという便利なものがありますので、もちろんその意見が、どんな意見がいつごろ出ているかということで、もう9月ごろから、こういうことはちょっと危ないよとか、こういうことがなったら業界は成り立たないよ、ここは制度は矛盾しているよというのをたくさん知っています。その中で東京都は、11月17日にもう緊急提言を出しております。緊急提言を出している東京都の提言では、介護保険制度の中で24時間対応の定期巡回、随時対応型サービスの新設に、それがとても困難なのでということで緊急提案を、それについての困難というよりも、東京都ですからこれはやれる部分はあると思うんですけども、それにこういう条件じゃないといけないよということまでの提言をしております。ですから那須塩原市が、 から 番目はほと

んど答えてもらえなかったので、番目のところですけれども、その辺のところ、独自に意見を出す気がなさそうな答弁でしたけれども、何の感想も対策もしようとしていないのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） まず、24時間体制云々という部分で触れたいと思うんですが、これはやるんだよという方向になっているかと思うんですが、ただし、まだまだ国のほうでも実施という段階にはなくて、本日多分、昼休みにちょっとこういう文書が来ているよというのを担当から見せてもらったんですが、11月30日付で、いわゆる国全体でモデル事業をこれに関してはやるよというような通知が来ております。そういったまだまだ模索の段階であるというふうに認識してございます。

それと、那須塩原市として、保険者としてどうするかという部分についてであります。介護保険制度については、平成24年から第5期計画が始まります。その中で骨子がつくられると。ですから、論議としては平成23年に論議していきたいということでございます。その中で、具体的に那須塩原市としてやるべき事業、当然、負担とサービスというバランスのとれた中でやるしかないんですが、そういった論議を進めていくことになっております。何もしないで手をこまねいているという形じゃございません。

それとあわせて現在、高齢者福祉事業全体について、全体といたしまして、介護保険以外の高齢者福祉事業等について、懇談会を設けて論議しているところでございまして、いずれにしても、介護保険ならず高齢者に関しては、全体的に健康分野も含めて、現在健康プランもつくっております。そういった意味での健康プランもあわせた形で総

合的に対応していかなければならないというふう
に思っているところでございます。これは那須塩
原市の、保険者としてだけでなく一般会計上
の処理もあるでしょうし、会派質問でシルバー関
係の質問もあったかと思うんですが、ああいった
もの、あるいは社会福祉協議会等々での事業等々
をひっくるめて、全体的に配置するというか、サ
ービスの検証をし、なおかつ、新たな那須塩原市
としてのサービスを構築していかなければならな
いというふうを考えておりまして、ちょうどその
変更時期が平成24年になるのではないかというふ
うに思っておるところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 何かすごく介護保険制
度が昔の制度になってしまったなと、私は、介護
保険制度が始まるときに、この措置から選択にな
って、それで地方分権の先取りの制度だと言われ
たので、こんなに介護保険に入れ込んでしまっ
たんですけれども、それは市町村が独自に考えてで
きる制度だ、国に言われたままやるのではない、
自分たちで考えながらやる、国は大きな枠組みだ
けつくる、だったら、介護保険制度が始まるとき
も、国がどういうものを示してくるかじゃなくて、
国が何をやろうとしているかを先取りにして考え
て、それで制度設計をしてきました。それなのに、
先ほどの答弁の中で、新しい制度で適正なサー
ビスを提供することが責務であるというふうにお答
えになりました。要するに、国が出してきた新し
い制度によって自分たちはやるんだじゃないん
です。国がつくってくれるのは大まかなこと、
それをどういうふうにするかは自分たち。そこで
市町村が住民に責任を持つという、そういうつ
くりになっているのが介護保険制度なんです。先
ほどのでは何か地方分権が遠のいてしまったなとい

うふうに、何か先ほどの保育のところから介護保
険になった途端に、この落差、すごいと思いま
す。

先ほど答弁していただけなかった 番、 番、
番、これというのは全部今やっているものでは
よ。実際この のところで、軽度者の生活援助
のホームヘルプサービス、切ろうとしています。
これを切らせなければいいんですよ、国に。介
護保険でやれと言え。でも、万が一これを国が
切ってきた場合、実際それは市が担えますか。そ
れをひとつ聞かせてください。

それで、その次、24時間対応型、こんなサー
ビスが出てきたときに、サービスの基盤整備は市町
村の責務ですよ。だけれども、これに対応でき
ますか。

次に、ケアマネジャーが1割負担とか言われて
いますけれども、それを嫌って自己プランでやる
よ。今でも自己プランはできる制度になっている
んですね。そうしたときに、もし今自己プランで
やるよと言ったときに、那須塩原市は自己プラン
に対応できますか。その3つ、聞かせてください。
先ほどのお答えのとおりじゃなくて、今のよう
な聞き方をしたら何と答えるかということでお答
えください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 冒頭にお答えしま
したとおり、各項目にわたって賛否両論併記され
ているという状況の中で、そういうようになるん
だという状況がまだ見えておりません。不透明状
況であります。ここでその項目ごとに1つずつ答
弁するという事は、非常に市民生活にも影響が
出てしまうと。また、聞いたことによってその方
向になってしまうという誤解もある可能性がある
ので、あえてこちらでは先ほど答弁申し上げたよ

うに、影響把握は困難な状況であるというような答弁を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私は、まず、じゃのところ、自己プランは今でもできることになっているんですね。それがじゃ対応できますか。例えばじゃないです、今です。今、そういうことができる制度になっているんです。それを那須塩原市に持っていったときに、それに対応できますか。それを答えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 自己プランのケースは多分なかったというふうに私は認識しているんですが、あったときには対応できるかということなんですが、当然、介護保険者としてのチェック機能等を発揮しなければならないというふうに思っておりまして、チェックの後の審査会等々で通常の審査と同じような形でやっていくということになると。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 審査会にかける必要はないです。審査会にかけて介護度が認定が出た人がケアマネジャーに頼まないでケアプランを立てるときに、ケアマネジャーが立てないで自分で立ててくる。きょうはデイに、月曜日はデイに行く、火曜日はホームヘルプを使うとかというのを自分で立ててくる。でも限度額がありますので、そういう限度額の管理とか、それとか保険請求の適切な部分のところとか、それとか、あとサービス担当者会議を開くときに、今まではケアマネジャーがやっていたんですけども、そういうものの対応を、これはやらなければだめだよとケアマネジ

ャーにすごく義務にしておきながら、自己プランだったらやらなくてもいいよというふうになってしまうのかわかりませんが、現時点だったら、それはどういうふうに相談に行って、私は自己プランでやりますと言って行ったら、どういうふうに対応できるものなのか。やったことがないからおわかりにならないかもしれないけれども、ということは、もしかすると那須塩原市はできないかもしれません。できるかできないか判断していただけないか、もし私が窓口に行ったとしたら、持って行ったら。それを答えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 仮定の話でございますのであれなんです、いずれにしても、チェック機能は保険者として発揮していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 番、番、番目のところで、実際に那須塩原市、保険者です。サービスの基盤整備は、保険者の責任です。那須塩原は、これが例えだから答えられない、例えだから答えられない、これをずっと連発してしまえば、きっと一般質問とかこれから行おうとする事業についてなんていうのは、質疑は、全部国が言ってきていないからできません。子ども手当なんかもそうですね、準備しないほうがよろしいですね、そうしたら、国がまだ決めてきていないから。でも準備していますよね。そうやって準備するものなんです、事業というのは。

それで、だから実際に厚生労働大臣のぶら下がり記者会見の場面では、ひとり暮らしの高齢者の見守りもやれとかということで、それを介護保険でできないかというふうに総理が言っているとい

うことで、でも見守りをやるときになったら、それは市町村の協力も得ないとできませんねというやりとりをやっているんですよ。そうしたときに、もうそれに対応している市町村というのは実際あるんですよ。もう先取りしてやっています。行政というのは、先取りして何でもやっていくんですよ。それを那須塩原市は、国が決まってからやるという姿勢にいつからなってしまったんでしょうかね。私は、そこがすごく残念でなりません。

必要な人に必要なサービスが提供されるよう国が検討してくれるという、先ほど答弁もありましたよね。国は、本当に必要な人に必要なサービスを提供するような制度につくろうとしているじゃないから、私たちは心配しているんですけども、本当に国がそういうふうに検討してくれるというふうに、先ほどのご答弁ですけれども、お思いですでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） はい。これについては当然ながら、負担とサービス、享受するサービスのバランスということだと思っておりますが、国のほうではそのような考え方のもとに、持続性ある制度として定着させるため論議しているというふうに私は理解しております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 持続性ある制度としようとしていても、そこに実際にいる人を見捨ててしまうような制度設計をされていたときに、それを救うのは、国はきっと持続可能な制度にしようとするところだけに集中してきていますよ、ここのところ、見直し案の素案とかを見ますと。それに対して、いろんな団体が意見を述べていますね。全

国老人会連合の代表の方、介護のそれぞれの分野の方、全国の労使協の会長さんという方も出していますし、大学の先生も出しています。両論併記にこんなに多くなったという提案書の案を、こんなものはインターネットで幾らでもできますから、真っ赤なんですよ。国が提案してきたものにこれだけ赤い線が入って書きかえられてというのは、その代表がそれぞれの人が意見を言ってきているからなんです。

でも、それでもまだ納得できない部分というのは、たくさんあります。要するに、ひとり暮らしの軽度の介護は必要だ、サービスが必要だという人は切ろうとしています、この中では、それを、じゃ救うのはどこなんだろうということもきって考えて、これから、先ほどおっしゃっていた23年度に論議する。そのときに、示されたときびっくり、こんなに市町村がやらなければ、見守り活動もやらなければならない、だれが見守り活動をやるの。もう地域にはいませんよ。でもボランティアで、シルバー人材センターに、社会福祉士、社会福祉協議会に。その辺だって、もう人ですからいないですよ、そんなに都合がよく。あと、ヘルパーさんたちも、実際にこの人はひとり暮らし、そんなに重くはないけれども、買い物難民だ、通院にも行けないという人にサービスを提供しています、工夫しながら、事業者さんが、ケアマネジャーが。どうしようもなければ、合法的に抱え込める小規模多機能で全部抱え込んで、課題を必死になってやっている事業者さんがいます。そういう部分の問題も、今回の中に入ってきちゃいます。

お泊りデイと小規模多機能のちゃんとした区別をせずに、そこら辺も示せずに論議させています。モデル事業も行っています。そういう部分のところを全然掌握していないんですか。掌握しようと

していないんですか。そうしたら、それに向けて少しでも早目に対策を打っておけば、それを行政が担えば、市町村が住民を守れば、何とか救われるという人はいます。そうやっているのが自治体です、工夫して。

実際に、これは市長にお聞きいたします。先ほど、必要な人に必要なサービスを、そして高齢者が困らないような、そういうものが介護保険でできなくなったとき、市長はどのように指示を出しますか。これも例えだからといって部長のように、市長ですからね、それは自分でやろうとすれば答えられることですので、その辺のときにはどういう指示を出されるのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 今、介護保険の問題、さまざま提起をされております。先ほど話がありましたように、国の指針というものがはっきりしていないということも、私も重々承知をいたしておりますし、そういう中においては、学者の意見もさまざまでございますし、受けとめる方の市民の受けとめ方もさまざまに今意見が出ているというふうに、私は認識をしております。

そういう中で、市長はどう判断をするんだと、自分で決めることだから、自分で決めればいいんだという話も、それはそのとおりかもしれませんが。しかし私自身も、これが正しいんだという判断をなかなかしかなるというのも現実であります。そういう意味では、国の基準をどう決めてくるか、これは大変重要な、日本の国としての社会保障制度のあり方と同じでございます、介護も同じです。そういう意味で、基本は基本として決められる、こういうものに沿って行政運営はやるべきだというふうに私は思っています。これは特化してこれでいくんだという判断も、それはできること

は私自身も十分認識していますが、意見がこれだけさまざまになってきますと、どれをどうだという根底にしていくものを、今判断する。国も学者も、意見が1つ1つ違います。それを、どの意見が正しいのかという判断をやれといっても、私自身はそんな能力を持っていないんですから、国の基準を、どういうものであるか、それに対してうちの行政はどこまでできるか、住民がどれで納得してくれるかというもので今後、判断していきたいと私は思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 国が出してきた基準で、国は、きっと市町村に押しつけてくると思います。介護保険の中で介護保険だけを維持しようとして、担い手を押しつけてきます、市町村に。そして市町村ができなくなると、地域包括だ、民生委員だ、ボランティアだということにお願いします。でも、そこでつくれなくなってしまうということが多々あります。そのときなぜそうなるかという、制度でちゃんとした制度をつくらないからなんです。そのときにその制度をつくってもらうことぐらいはしていただけますか、国がもし押しつけてきたとき。実際に、本当はやらなければならないものも今できないかもしれないというのが、先ほどの自己プランでやったら、きっと那須塩原はできないだろうな、今持っていったらと。それは、ある事例で自己プランで、じゃってくださいと。いったときにはいと言えなかったので、できないだろうなというのはわかります。でも、そういうことがこれから起きてくることもあり得るんだということの前提で仕事をしていなければいけないという認識でいてほしいというふうに私は思います。

市長は、きっとそういう状態になったときに、

自分、今でも実際介護保険でなんて全部、高齢者の生活は、介護保険だけで守っているのではないんですね。介護保険があって、そして高齢者福祉サービスがあって、地域の助け合いがあって、家族がいて、そのときに家族がいない人、地域の中で助けが求められない人、それをどうするかといったとき、制度で何かつくっておきますよということ、実際に通院するという部分のところでも、福祉タクシー券を使うとか、給食サービスをするとかということで、実際今もやっています。それを介護保険がやれなくなった部分があったときに、それをきちんと充実することができるというふうなお答えだけでも聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 健康保険で、健康について言えば、臨床、予防、増進ということがあろうかというふうに思います。これは、増進と言えばスポーツ関係、あるいは、国保で言えば文化活動等も含まれるかと思うんですね。また、予防としての健診等々がございます。また、臨床としての医療という形でございます。それと同じような流れで、臨床ではないんですが、介護制度がございまして、で、予防がございます。で、増進と。いわゆる高齢者が生き生きと暮らしていける、そんな世の中をつくっていききたいんだというところでの増進でございます。これは、那須塩原市として独自の事業をもろもろやっております。もう既に早乙女議員さんをご存じだとは思いますが、あえて言えば、例えば街中サロンを一つとっても、生きがいサロンを一つとっても、そういった流れの中で事業選択をしているわけでございまして、根幹になるこの介護保険制度をベースにして、那須塩原市でやっていけるものはやっていく、ただ

し、やっていけないものは見直ししていくという状況になるかと思うんですが、そんなような形で、総合的に高齢者を、そういう言葉が正しいかどうかはわからないんですが、全体的に介護していくということでございます。ただ、基本にあるものは、高齢者の役割があること、私はそう思っております。役割があることと、近隣に友人がいること、できれば家族がいることということで、そういう形の状況づくりといえますが、そういうものも大切なんじゃないかなというふうに思っております。全体的に、介護制度のみならず、そういった高齢者福祉全体を見ていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 介護保険の中で、今、保健事業と言ったので、私もわかりますけれども、介護保険の中で保健事業的な部分のところも、特定高齢者への対応とかで予防としてやりましたよね。今は特定高齢者じゃなくて、二次高齢者というふうにもう名前は変わりましたが、それも介護保険の財源でやっちゃっているわけですよね。いっぱいいっぱいなので、予防までも、保健までも介護保険の中でやるなんていうことは反対したんですけれども、やって、それも負担になってきて、今度やめようとか、そういうことのとときにちゃんと、制度をやるときにきちっと市町村も言わないということで、国が思いつきのように入れてきたものをそのまま介護保険の中でやってきたツケですよね。ですから私も、予防が大切だとか、健康に関しての事業を行うとかということは大切なのはわかりますけれども、それを介護保険の中ですべて賄うということは無理なのに、それも一部入れてきてしまったから持続可能でなくなったという部分もありますと、予防の考えを入

れたのも、予防計画もこれからどういうふうにするんだというようなことも不安定です。予防ケアプランもどうするのかということも、不安定でいます。ですからもう、常に国の動きを見ておいて、それで対策をとらなければならないというときに来ておりますので、ぜひ、国から言ってくるんじゃないじゃなくて、その前に対策だけはとってきていただきたいというふうに、これは、本当に今の時代だけじゃなくて行政がやらなければならないことですので、先へ先へ見通して、皆さんも計画を立てているんでしょうから、介護保険も見越して施策を立てるということをしていただきたいなというふうに思います。

時間が残すところ、あと10分もう切ってしまいましたので、最後の質問になりますけれども……
議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、最後の質問に移ります。

最後の質問に移る前に、訂正をお願いしたいんですけども、7ページの3番目のところで、栃木県環境影響評価条例というふうに、ここに影響という字が抜けております。あと、のところでもやはり同じように、栃木県環境、影響という字が抜けて評価というふうになっておりますので、ここに影響という字を、その上のところで使っているのは入っているんですけども、2カ所入って

おりませんので、入れてください。

では、質問に移ります。

栃木県環境影響評価条例の対象事業の産業廃棄物処分場の規模の要件の見直しについてお聞きいたします。

環境アセスメントについての手続を定めた栃木県環境影響評価条例では、対象事業は、「産業廃棄物最終処分場の対象規模は、埋め立て処分の用に供される場所の面積が10ha以上のものに限る。」とあります。しかし、青森県や熊本県での環境アセスメントは、産廃の最終処分場に対象規模を設けず、すべて対象となっています。そこでお聞きいたします。

問題となっている青木の産廃処分場が規模を縮小したのは、環境アセスの対象となることを避けたためと思われます。産廃が集中する那須塩原市として、栃木県に栃木県環境影響評価条例の対象事業の産業廃棄物処分場の規模の要件を取り払い、すべて対象にするよう求めるべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

、県が市の求めに応じないときは、産廃の設置規制の方策の一つとして、市独自の環境アセスメント条例を制定することを考えてはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 最後の質問になりましたけれども、12番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

栃木県の環境影響評価条例の対象事業の産業廃棄物処分場の規模の要件の見直しについてお答えをいたします。

産廃処理施設の環境への影響の大きさを考えた場合、対象面積にかかわらず条例の対象とすべき

と考えるので、今後、県に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、 についてでございますけれども、県が求めに応じないなら、市独自の環境アセス条例の制定についてというご質問でございますけれども、現在のところ、庁内の検討委員会において、土地利用条例、あるいは水源保護条例、あるいは産廃設置条例の3方策について比較検討をしているところであります、この質問でございます環境アセス条例の制定につきましては、先ほどお答えしたとおり、県に要望するということで、今、当局としての条例の制定については考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 産廃施設というのは環境への影響が大きいので、熊本県とか青森県のようにすべて対象とすべきという考えをお持ちだということを明快にご答弁いただいた上に、栃木県にもそういうことで要望するということですので、この点は了解いたしました、実際どのような形で要望いたしますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまの環境アセスにおいて、県の条例の面積要件撤廃ということの要望ですけれども、毎年定例的に県のほうに要望することがありますので、まずはそれを中心に行っていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 県に要望する機会が毎年あるということで、そのときにはきっとほかの市町村長もいらっしゃっているんだと思いますけれども、そういう場でしょうか。単独でということでしょうかね。単独の場でそういう機会があるようでしたら、ぜひその場で求めていただきたい

というふうに思います。1番目の質問は、そのようにしていただければ結構です。

のところが質問ですけれども、このように、県のほうに要望を出しますというふうに毎回は答弁をされるかどうかは、きょうになってみないとわからなかったものですから、要するにこの時点ではどちらかなと思って、もし県に要望しないんだったら、自分でおつくりになりませんかという意味だったんですけれども、ただもう一つ、熊本県と栃木県の間には雲泥の差がありそうですので、はい、そうですかというふうに県が言いそうにないということなので、県が言わないならば、じゃ、とりあえず市でつくったらどうだろうかということなんですけれども、でも市が県に要望していませんからね、この時点でね。県に要望していながら自分でつくりますというふうに答弁しちゃったら、これはおかしいので、きっとお答えにならないと、まず独自の条例は考えていないというふうに答弁するほかないんだというふうに理解します。

1つ、聞かせてください。残土条例というのを県も持っていますね。市も持っていますよね。そのとき、県と市、どういうふうに役割分担をしていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど、要望の件で、市単独でということでありましたけれども、ことしも市単独で各所管に行つて部長と会っておりますので、そういった機会をとらえてというふうに考えております。

ただいまの土砂条例の件ですけれども、土砂条例のほうの許可においては、市において、小規模特定事業については1,000平米から3,000平米未満までは市で許可ということで、3,000平米以上は

県のほうの条例でということの、面積についてはそういうふうになっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） これで何でこれを聞いたのかおわかりになったと思うんですけども、要するに、万が一県が条例をつくらないという回答が来たとき、また万が一だったらお答えできないというふうにおっしゃるかもしれないんですけども、万が一県がつくらないよというふうにしたときは、じゃ、アセス条例を市でつくりましょう、県は10ha以上、じゃ市は10ha以下ということにして条例をつくれればいいと思いますので、この場でそれについてのお答えを、つくるかつくらないかということのお答えはもらいませんけれども、数は少ないですけども、市町村で条例を、環境アセスの条例を持っているところもありますし、今のようなすみ分けをすれば、アセス条例も無理ではないなというふうに思いますので、これは一つの提案として聞いておいてください。

2番目の質問は、県に要望したその回答が出たようなところを見計らって、もう一度これは進めていきたいなというふうに思います。次の質問に回します。

時間が2分ばかりなんで、あるんですけども、ちょっとだけ。地域環境対策連絡協議会のメンバーが水俣に行くと言いましたけれども、水俣の産廃反対の運動は最後まで市民主導で、産廃の中止をかち取りました。学ぶべきことが多いと思いますので、住民の方は行ってきて、実り多い視察となることを願うばかりです。

さて、その水俣の産廃反対運動が大きな力を得たのは、産廃計画に反対でなく中立というふうに言っていた前市長から、反対を明確に打ち出した宮本町長を市民の手で当選させたということが大

きいんです。そしてもう一つ、環境影響評価の公聴会で、市民が全国の専門家の支援で2日間にわたって95人が意見を述べ、県の審査会から環境影響評価書に対して、43項目の修正を引き出したこと、この修正はとても高いハードルで、クリアできないままIWD等は、熊本の親会社の東亜道路が事業の見通しが立たないとさっさと撤退を表明したのです。産廃阻止のための3つ条例を検討してはおりますけれども、環境影響評価条例は使える条例となるかもしれませんが、ぜひ県に要望すると同時に、自治体でも産廃阻止の手法として検討をしていただきたいということを申し添えて、私の一般質問は終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

若松東征君

議長（君島一郎君） 次に、30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 平成22年度第5回かな、2日目の最終の一般質問に入らせていただきます。

1、産業廃棄物対策について。

このことは、プラス思考で考えるか、マイナス思考で考えるかということで質問をさせていただきます。なぜならば、那須塩原市には産業廃棄物最終処分場ということで、かなりの数があるのかなと。それをプラス思考で市長が考えた場合には、それをどういうふうに研修会で報告並びに聞いたりしたりしてきたのかな、マイナス思考で言うと、余り大きく話題を広げると、何とか被害というのが出ちゃうのかなという、そういうプラスマイナスの立場で、11月15日、市長は全国産廃問題市町村連絡協議会の会長として研修会に出席されていると思いますが、以下の点についてお伺いいたし

ます。

研修会の内容についてお伺いいたします。

これで第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 30番、若松東征議員の市政一般質問にお答えをいたします。

産業廃棄物対策についての全国産廃問題市町村連絡会の研修会の内容についてを伺いたいということでございますので、お答えをいたします。

研修会では、廃棄物処理法により産廃処理施設の設置許可基準が定められている中で、許可権限を持たない市町村が産廃処理施設の設置抑制を目的とした条例制定はどのようなものかについて、2人の講師に講演をしていただきました。

1人目は、上智大法学部の北村教授でございまして、「産廃処理施設立地対策に関する条例について」として、制度面から事前手続を定める条例や水源保護条例等の制定におけるポイントについてのお話でございました。

2人目の久留米第一法律事務所の馬奈木弁護士さんからは、「産廃処理施設設置を巡る裁判の状況について」ということで、裁判例からどのような形で住民が参加できるかということについての講演をいただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、市長から答弁をいただきました。第2回目の質問というか、ちょっと聞いてみたいと思います。

2人の先生に講演をいただいてきたと。水資源の条例とか、それから裁判の問題という形で、その中で、実例みたいな話が講演後にはそういうものがあつたんだか、また、講演だけで済んじゃっ

たんだか、その辺、もしわかりましたらお答え願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 研修会の中での実例ということでのご質問ですが、まず、全国産廃は平成10年に設立されたということで、ここではやはり、全国で産業廃棄物に関して共通するいろんな悩み、問題、そういうものを、深刻な状況でございますので、それらの解決方法に向けて、それぞれの地域での情報交換とか、そういった交流対策検討会、それらの中で行っております。今回は、ただいま市長から答弁があつたとおり、2人の先生を呼んで研修会ということで行ったところです。研修会では、市長が述べたとおりですが、そのほかに、県内では壬生町も参加しております。そのほか、岐阜県御嵩からも参加しております。その中で、現在自分のところで問題になっているところについて両先生に聞いたり、私どものほう、那須塩原市としては、現在、設置規制方策として3方策を考えていると、こんなことで考えているんですがということで、具体的な部分は触れませんが、具体的に述べまして、その辺のところの先生の解釈とか、法の法的な解釈とかと、そういったことを研修してきました。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 説明を了解しました。

たまたま私も産業廃棄物の委員になっているものですから、その中で常に取り上げている水資源条例とか、それから土地利用とかという形が出ていたものですから、その辺も話題に出たのかななんて思ったもので、ちょっとこれは聞いてみました。結果的には、研修会だからそこまでは突っ込めないし、また、市長も会長という立場だから聞

く立場なのかなと思いますけれども、了解はいたしました。1番目の産業廃棄物対策については、これで終わります。

大きな2の生活保護についてを質問させていただきます。

生活保護制度は、日本の社会保障制度の大きな柱の一つです。憲法第25条の生存権保障に基づき、失業、病気などさまざまな理由により生活が困窮した状態に着目して、保護の要否を取り扱う制度と思います。以下について質問いたします。

那須塩原市では、生活保護を受給している世帯数、保護者はどのくらいいますか。年齢についてもお伺いいたします。

生活保護費の状況についてお伺いいたします。

生活保護者にはどのような自立支援をされてこられたかをお伺いいたします。

本市でも自立支援事業を立ち上げてはどうか伺います。生活保護費を受給されなくても生活ができる経済的自立ということでお尋ねをいたします。

これで第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 2の生活保護について、順次お答えいたします。

の生活保護受給世帯数、被保護者数、年齢についてですが、平成22年10月中の世帯数が593世帯、被保護者数が813人となっております。被保護者の年齢につきましては、平成22年11月1日現在で、60歳以上が466人、40歳から50歳代が189人、20歳から30歳が53人、20歳未満が105人となっております。

次に、の生活保護費の状況ですが、平成21年度の扶助費の総額が決算で11億1,800万円となりました。内訳としては、医療費扶助が最も多く、

5億8,500万円、次に生活扶助で3億5,400万円、住宅扶助が1億2,400万円となっており、その他、介護扶助や教育扶助等で5,500万円となっております。

次に、とについては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

被保護者に対しての自立支援についてですが、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業を実施しております。そのほか、市単独による自立支援プログラムとして、就労支援に関する個別支援プログラム事業を行っており、具体的には、ハローワークへの同行訪問、新聞の求人広告等の提供、就職に役立つ資格取得の推進等を実施してきました。

また、今年度から生活保護自立支援員を非常勤特別職として配置し、被保護者の自立支援に向けて、側面からの支援を行っているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 大変明確な答弁をありがとうございます。

それでは、2の生活保護についての第2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど説明がありました60歳以上が466人、60歳以下なのかな、189人、ここで問題点というのは、20歳からということで53名とお聞きしたんですけれども、それから莫大な費用がかかっているのかなと思うような気がします。そんな形の中で、の那須塩原市の生活保護を受給しているということについての2回目の質問に入らせていただきます。

なかなか難しい問題ということなんですけれども、何でこんな質問をするのかなというかなり厳しいお言葉をいただきながら、この壇上に立っているわけなんですけれども、今、なぜ生活保護が

ふえているのか。この世界経済、また日本経済、そういう形の中で、これを出している人が少ないから、これが出るのも大きなあれなのかなということだと思います。なぜきょうはこの質問に入っただかという、自分の、ひとり会派なんですけれども、北海道の釧路のほうに、一応これが日本一のことなのかななんていう、民間の方からの情報を得まして、で、調べてきました。たまたま私が行ったときには、午前中が広島議員団ということで、大勢の方がバスで押しかけていまして、午後の部は私1人でした。そんな中で、いろんな生活保護の、今までの生活保護を覆したやり方なのかなと思うような勉強をされている行政と感動したり、涙を流したり、こういうこともできるんだなという形の中で、今回はこんな質問に入らせていただきました。

なぜならば、今伺った中でかなりの、事情が事情だから、これはしょうないと思うんですけども、その中で、かなりの経費も出ているという形があると思うんです。それを置きかえてみますと、年齢を聞きますと、60でもまだ元気な方もいるのかなという中で、釧路市のお話なんですけれども、23年間生活保護を受けて自立ができなかった方が、今、ある先生としていろんなところに携わって、頑張ってるやっているとこのものをビデオで見たり、また本人に会ったりして、感動を見てきましたけれども、そういうものを一つ一つ何か頼るきっかけができたらな、そういうことで年齢を聞いたわけです。その年齢の中で、20歳というものにひっかかるのと、先ほど説明した60歳というのは、やっぱり23年間生活保護を受けた方が、どういう形で引っ張り出したかなと思う。生活保護をボランティアみたいな形であるところに連れ出して、最初は迷った。でもおれも町のために、地域のために役立つんだという感動を与えて帰ってきたみた

いですね。そんなものがあるものですから、その辺が一番重要な点なのかなと思います。

年齢別に見てみると、その60前後もかなりいますし、20歳でも、53名と言ったのかな、その辺の今の状況というのがもしわかりましたら、お知らせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先ほど答弁したとおり、60歳以上が466人ということで、20歳未満は105ということなんですが、これはお子さんも含めて、世帯の中に入っているという数字でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 質問の趣旨が違っていたので、答弁も違うふうに言っていますけれども、例えばこの年齢について、今、現状、どんな形で生活保護を受けているのかという形で聞きたかったわけなんですけれども、60歳前後、それから20歳の方が家族ともどもだと思えますけれども、その状況。どういう形で。例えば、失業しちゃったのか、病気なのか、そういうもの聞いてみたいな思ったものですから。ひとつその点よろしく願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 世帯の区分けとしてのデータとしては、単身世帯と2人以上ということで区分けしておるところであります。単身世帯については、ほぼ76%ということでございます。それと、2人以上については24%という区分けになってございます。それぞれ、障害を持っている方、あるいは傷病、それから母子家庭といいますが、母の家庭という分類になってございます。

状況的にはそういう状況でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 了解しました。ちょっと申しわけありません、(2)番のことについて聞いてみたいで申しわけありません。1番と2番と関連で。その中で、私が聞きたいのは現状なんですよ。今、確認に入らせていただきます。生活保護費の状況を伺って、金額もわかりました。そこにかかわるのには、多分私も生活保護寸前かなと思うような話もあります、商売で物が売れない、その場合、税金はかなり取られる、払わないと大変なことになるという事態に置かれている我々商工会メンバー、あとはサラリーマンの方、私のもとに来ているのは、来年仕事が切られちゃうんだけど、何か仕事ないかな、そういう現状の中に皆さんが紙一重で生きているのかなと思います。

その中でこれだけの多額な費用が流れて、生活保護するのは当たり前なんですけれども、その中で自立できるような施策をと思って、前もってそれを伺って見たわけでございます。

その費用に対しては、総合的にいうと、かなり大きな金額だと思います。その中でもう一点聞きたいのは、これはこの中に外国人という方も入っているのかどうか。それと、この保護費の中で、国の補助が全額なのか、もし、市の持ち出しもあるんだか、その辺もちょっと勉強不足でわからないので、教えていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 生活保護世帯の外国人の数でございますが、ちょっと今、いることは間違いありませんが、手持ちの数字はございません。それと、補助等については4分の3ということになってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） そうすると、今、部長に答弁いただいたように、多分国が持った残りが独自の市が持つのかなと思うんですけれども、そんな形で了解してよろしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） はい、そのとおりです。4分の1は市の支出です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） そうすると、結局は生活保護がふえればふえるほど、市の独自の費用もかかるという判断をしてもいいのかなということちょっとお伺いしてみます。

今度、今(2)で伺って、それは了解いたしました。

に移りたいと思います。先ほど、るるハローワーク並びに戸別訪問をしながら、そういう対策を今までやってきたと。そのやった中の結果、もしわかりましたら、自立ができたんだか、どういう形なんだか、ひとつ答弁お願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 就労支援員のプログラムの結果でございますが、これは平成21年4月から22年3月末ということで、21年度でございますが、プログラムによる相談者数、取り扱い件数51件、そのうち、生活保護を廃止した者が3件でございます。それと、このプログラム以外に、通常のケースワーカー活動の中で支援している事業がございまして、そういった中では、取り組みというか相談件数が130件、うち、廃止が8件という実績になってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） そうすると、3名ぐらいは自立に入ったのかなど。違うほうのところでは8件という、かなり数字が大きいのかなと思うんですけども、その辺は、その後の結果なんてどういう形で生活しているのか、またどういう形で、参考のために、もしお聞かせ願えたらお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 個別ケースについては把握しておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 把握していないということで、たまたま心配なのはまた孤立していったらどうなのかなという心配があったものから。釧路市で研修が何時間にわたったのかな、3時間か4時間くらいだったものから、かなりの人数がふえてきましたよ。たまたま私のボランティアの話とか、今までの経過なんて話したら、いろんな方が集まって来まして、そこが釧路市で崩した原因なんですよという形で、そんな話をいろいろ伺ってまいりました。

その中で、なぜ釧路市はこんなに本腰を入れてやるんですかということ伺ったら、今、全国で大阪が一番生活保護者が多いそうです。2番が釧路市と伺ってきました。それで、釧路市がもうちょっとで大阪に追いついてしまうということで、全国でも初めての企画を立ち上げた。そこで、ちょっと3番、4番に入っちゃうかもしれないですけども、3番、4番として聞きたい。ちょっとなぜそこに力を入れてたいかということは、何かやればできるんじゃないかなということがわかってきたわけです。なぜならば、今、親が生活保護

の第1回目を受けると、次に第2回目の生活保護も生まれてしまう、そういう観点の中から、縦割り横割りをごちゃごちゃにして始めたみたいです。最終的には、国の補助を全額ストップというところまで追い込まれたという話を聞いて、涙を流してきました。その中で何とかしなくちゃならないという中にたどり着いてみると、いろいろな問題が起きてきた。

もう一つ感動した、先ほどちらっと言いましたが、23年間ひきこもりで、ちっとの行為もできなくてだめな人が、今現在、ある施設の学校の先生をやっています。ちゃんとここにネームをぶら下げて。その方のお話によると、おれも役に立つんだと、そういうお話を聞いてきました。子どもたちは学校へどうして行かないのかということ、やっぱり生活保護の問題もあります。あとは勉強についていけない、でもここは楽しい、そこから高校に入学する方も出ました。なぜかという、市の対策として、やはり学問を教えないと、次、就職も困難だということで、教育面、福祉面、ボランティア面、そういうものを立ち上げていったみたいです。

その中に参考事例として、職員が4名くらい、実践で勉強してくるということで、施設並びに環境ボランティアとか、企業とかに行きついで気づいたのが、自分たちがただペーパーの上だけだったんだということで、いろんなものが立ち上がっていったそうです。その中で、子どもの笑顔を見て、ああ、これが地域、また行政、国という形の三位一体改革なのかなと思ひまして、それが今全国に波及しまして、それでたまたま茨城県のほうで立ち上がるかもしれない。我々のメンバーがちょっとそんな声を聞いてきたみたいです。那須塩原市でもできるんじゃないか、おまえやれということで、議会事務局を通してやっとの思いで、今は、

釧路市はパニック状態で研修に来ています。大勢いる。私1人は初めてだったそうです。その中に入れたのもまた偶然かもしれないですけども、事務局の努力があったのかなと。でも、入ってみて、向こうの執行部の答えがうれしかった。これだけ質問してもらったら、やりがいがある。みんなわかったんだかわからないんだか、団体で来て帰って行ってしまふ。私は時間があるものですから、いろいろな質問をして、現場も見せてもらいたいと、いろいろなことを言って、ビデオを見せてもらったり、感動のあらしでした。だから、角度を変えれば、こういう生活保護も一つでも何か那須塩原市に身になるものが残っていったらなという現状でございます。

今、実際から言うと、いろんな形で地域で何か助けたいという人がいっぱいいると思うんです。それが行政サイドでは、一番担当者が涙を浮かべてしゃべったこと、だれも振り向いてくれない、自分らの課には丸投げだと、そんな苦しみも聞いてきました。それを支えるのは、市役所全体であり、我々議員であり、地域社会だと思ふんですよ。それで、そういう生活保護ボランティアを少し入れて、人のためになることやらせれば笑顔が出てきて、そういうのがすばらしいのかなと思います。ぜひそんな形で進めてもらえたらなと思ふんですけども、その辺を、難しいと思ふんですけども、もうちょっと何かそこでわかったらお答え願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君に申し上げます。

質問の要旨がちょっと理解できないんですが、もう一度質問の要旨をお願いしたいんですが。

30番（若松東征君） 全体の話、流れを言ったわけなんです。それが市のほうでできるのかなと、そういうきっかけができたらなという質問なんで

す。どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 質問の中身につきましては、生活保護についてということの質問でございますよね。

30番（若松東征君） 生活保護、今だから先ほど言ったように、3番と4番をリンクしてやっていますよということです。

議長（君島一郎君） その生活保護ですよ。

30番（若松東征君） そうです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ほかの市についてどうのこうのではないのですが、先ほど来、出ていますので、釧路市の状況でございますが、生活保護世帯、被保護者及び予算規模的にも、それとケースワーカー、部長以下のケースワーカー数、18万9,000の釧路市なんです、うちのほうの10倍でございます。ですから、保護費だけで百十億円ほどという数字、そういうスケールでの勉強だったかなと。それはそれで一つのケースとして私どももとらえていきたいというふうに思っているんですが、要は、私どもが持っておりますハローワークと協調した形の中でのものとあわせて、私どもは個別に持っております支援プログラム等にのっとって、支援事業のほうを遂行していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 了解しました。そういう数で言われると、そうかなと思ふけれども、少しのものが少しでもそこで自立を促していければ、また違うと思ふんです。人口が多いから、生活保護の人間が多いからじゃない問題が起きているような気がします。

2つの問題があると思ふので、確かに生活保護

は必要だと思えます。ただ、その中に、先ほど言った20代の方もいるということなんですから、その辺を踏まえて、もっと個別に通って、何かいい対策を練っていったらなと思うんですけれども、もう一遍その辺、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 若い方が単独でというのは余りまれなケースかなというふうに、いわゆる保護世帯の人ということなんです、いわずにしましても、就労、生活保護については、ハローワークとの連携がございますので、そうした中で就労、奨励についてケース・バイ・ケースに応じる形になんですが、指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 了解しました。

一つの要望かもしれないんですけれども、生活保護の中で、やっぱり受けている方が何が得意かということ調べた職員がいるんですね。じゃ、あんたはそれならできるんじゃないのということで、例えばハローワークを通じてそういう企業に行き、人に役立つことという形も必要なのかな。ただ漠然とハローワークに頼むだけじゃなくて、その人の今までやってきた、自分で長年やってきた事業とか、また立場とか、だから、中にはお話を聞くと、結構有名な方もいて、会社がつぶれてだめになったんだ。でも、おれはこれならできるよと、ボランティア精神からだんだん意欲がわいてきて、うちに帰っても勉強するようになった、本を見るようになったというお話も聞いてまいりました。その辺を、何かいい面で那須塩原市も自立に向けて、確かに部長のほうは一番大変なかなと思います、今は福祉関係は。そんなことと同

じ質問していたら申しわけないですけども、その辺を少しずつ、我々も協力したいと思います。そんな形でいけば違うのかなと思うんですね。この辺は、ひとつの要望としてこの2番の生活保護については終わらせていただきます。

きょうは大変皆さん、お疲れのところだから、4時頃で終わればいいなと思ってスタートしたのですけども、ちょっと難しいかなと思います。

続きまして、3番目のこの件についても3回、4回かな。角度を変えて一所懸命頑張っているんですけども、なかなかいい答弁願えないということで、3の旧那須塩原市警察署の跡地利用についてをお伺いいたします。

消費者ニーズの多様化、車社会の進展、生活圏の広域化などにより、立地環境の大きな変化の中で、新たな需要の可能性を含めた住民のニーズを適切に踏まえ、商店街・中心市街地の活性化へのまちづくりとしての取り組みや経営改善などを促進するとともに、少子高齢化社会に対応した新たなサービス業等の育成支援、異業種間の交流促進、住民や他産業との連携・交流なども考慮して振興を図るのに、旧那須塩原警察署跡地は立地条件もよいと思いますが、以下の点について2点ほどお伺いします。

東京圏に近い立地条件とともに、広域観光拠点を中心に、新市としてハード、ソフトの観光資源の集積を総合的に活用した新たな創意工夫、仕組み仕掛けづくりを検討し、他産業との連携などに、地域資源を生かした認定ブランドの発信基地整備、（観光拠点施設整備事業）を取り組んでもらいたいと思いますが、いかががお伺いいたします。

特産物消費拡大並びに特産物ブランド販売、産業振興を促進し、安定した雇用・就業機会の確保を図るとともに、安心して働けるという環境を

整えるべきと思うが、いかがか伺いたい。

これで、第1回目の質問を終わります。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 3の旧那須塩原警察署跡地に2点ほどご質問をいただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、旧那須塩原警察署跡地に観光拠点施設を整備することについてお答えします。

旧那須塩原警察署跡地に市が新たな施設整備を行う予定はありません。那須塩原ブランドの情報発信については、ホームページの整備やパンフレットの作成のほかに、市内公共施設及び民間の観光施設と連携し、各施設の展示・販売などを実施し、PRに努めてまいります。

次に、産業振興による雇用・就業機会の確保についてお答えします。

現在、那須塩原市農観商工連携推進協議会において、市内産業の振興、活性化に取り組んでいるところであり、その効果が雇用・就業機会の拡大につながるよう努力を続けてまいります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） では、第2回目の質問に入らせていただきます。 についてすらすらと答えを出されまして、どのように繋いでいこうかなという頭もあります。

2回目の質問では、たまたま今現在、那須土木で10月からかな、解体工事が始まりました。それで、終わるのが来年度、23年の1月中だと伺っております。県の管財課に行ってみたら、完全に取り壊しが終わってから私のほうに戻りますということで、今、架空ですけどもという言葉を使ってみました。そんな中で、実際にある人をたどって、こんな設計をつくって見ている

うちに、警察署のが壊れちゃったんですね、こういうすばらしいものをある先生がつくって、送ってくれました。これはなぜかという、東京のほうからそういう先生が1日ばかりで私のところへ尋ねてきてまして、正直言うと鍋掛公民館それから、今注目しているシニアセンター、あそこも全国でいくと珍しいところかな、あれを利用してリニア広場を立ち上げたらいいかなということで、そこも見てもらいまして、最終的に警察署を見てもらいました。それで、答えが出ました。3カ所見たけど、若松君、ここが一番いいよ。なぜですか。交通の起点、拠点としては最高だということですね。よく調べてみると、あれは通称、私、黒羽街道、黒羽街道と言っていますけれども、県道34号かな、それが、茨木のほうからまっすぐ走ってきてまして、国道4号がめったにないところで交流するんですね。そういうすばらしい拠点地域なんですね。

そこで、そんな大規模じゃなくてもいいから、小さいもので私は始めたいんだということすらすら言いましたら、言ったとおりに、わずかですけども、こういう図面までつくっていただきました。そういう中で、いろいろと夢があるものですから、こういうことをやったらいいんじゃないかなと言ったら、うーん、場所的には最高だよと。次にまた何か問題が起きたら連絡くれよと、今相談に乗ってもらっているところなんですけれども、なぜならば、一人会派でいろいろなところに回り歩いています。実際にことしの7月13日、兵庫県のほうへ行ってまいりました。豊岡市、やすらぎ農園管理組合というところ。そこでは、たまたま私が行った前の日に総理大臣賞をいただいて帰ってきたというグループで、十何人で始めたのが今26人ぐらいになっているのかな。それもたまたま合併のために農協の倉庫が浮いちゃったとか、幼稚園が空いちゃったとかということで、町のほうで

はそれをただ、手助けをしてくれたんだよということで、今、週4日間しか商売やっていないですけども、年間1億8,000万円売っているそうです。そこで雇用が生まれて皆さんがいきいきして、ここは本当に地産地消以外は出さないというものが売りのものですから、近隣市町村から実際に列を並べて買いに来ております。そういうものを発信地としてやったらどうなのかなという、ここになぜ思いを含めるのかなというのは、多分観光課でもわかると思うんですよ。6月は私、宣伝用のみるひいを持って、練馬区の豊島公園、2日間、ボランティア20人ぐらい連れて、そのときの反響もすごかったです。こういうものはどこで売っているの。何でこんなに格好だかという、とちおとめを、農家から、これは若松さん、販売できないからって、こういう値段でかなり買ってきました。それをみんなに食わせてきました。何で売ってくれないの、組合があるから売れない。牛乳も預かってきました。そのほかにも預かりましたし、組合のほうも預かりました。こういうパンフレットは山ほどもらいました。それはうちの20人のスタッフが必死になって2日かかってパンフレットを配って、いろいろなことをやってきました。そこで、宮城県、岐阜県の県職員と交流ができて、すごいねえと。でも若松さん、これうそでしょう、これは市でやったんでしょうと言われました。それが地産地消とかグルメとか、そういうものを発信地にする場所がおれはあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、ただ、今、部長の答弁では、るる、今の現代的なパソコンを利用したり何かして、コマーシャルをやっているからいいよという答弁がありましたけれども、このお話を聞いて、何かいい案があって、よしという気にはなれないでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 第1問での質問では、地域資源を生かした認定ブランドの発信基地というなお話でございます。こういった中で今考えておりますのは、当然今、議員からおっしゃいましたようなホームページ等もございますけれども、今後、ホームページの内容におきましても、ブランド品の紹介とか、また一般消費者からの意見徴収、そういったものを踏まえて、どんどんこの那須塩原ブランドをPRしていきたいということで、ほかには公共施設、民間観光施設なども利用した中で行ってきたいということで、市の公共施設、市庁舎を含めまして道の駅が2つございますし、観光面では入浴施設などもございます。こういったところも利用しながらやっていきたいということで、このほか民間の施設も利用しながら、ブランド品のPRを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 部長の答弁はわかりました。

実際いろいろなところ、小さいところは小さいなりに頑張って、それをメリットにしているのかなと思います。これが兵庫県の多可町のやつなんです。これが新聞に出て、内閣総理大臣表彰を受けたメンバーです。この多可町のマイスター工房八千代は、先ほど違う意味で釧路の話をしましたけれども、視察ボイコットなんです。議員が来たってメリットは上がらないと、はっきり言われました。ただ、たまたま町の職員と話したら、若松さんには許可になるかもしれないよ、現場へ行きましょうよと、朝一番で行きました。そこで何時間かお母様方と会話をしてきました。副リーダーの方に私らは一生懸命働いて税金払うようになり

ましたよ、そういう場を町では提供したんじゃないかなと。私はなぜ、あそこにこだわるかというのは、鍋掛地区にはそういう施設が一つもないんですよ。昔の黒磯市の場合は、藤田市長に食いついたことがあります。例えば、鍋掛を線路下と言ったら、自治会の会長に怒られました。線路下じゃないって。線路下は枕木だと、おまえ頑張っってこい言われましたけれども、とにかく、線路の東側なんです。二分しているんです。そのとき藤田市長にはこういうことを言いました。申しわけないけれども、黒磯全体の税金の場合、線路の東側は2分の1の税金でいいですか。全然税金は戻ってくる施設がない。それを訴えたことがあります。そのぐらい、今鍋掛地区は格差があるのかなと思います。なぜ、あとは私はこういうあれになると、なぜかという、今、農業も大変ですよ。そういうものの中で、やはり近いところでそういう販売ができて、大変なお母さん方がいて、その方も雇用が生まれて、忙しくなればどんどんそれが加工場ができて発展していくと思うんですよ。そういうことを仕掛ける一つのモデル事業になったらという意味で、私個人的にいろいろなところを歩いています。そういうものが一つでも成り立たないと、うちの裏にいるメンバーの言うことが何とかしようというのに若松議員が無駄にしているんじゃないのと、今まで議員やっていて何一つ実行できないんじゃないのと、おしかりを受けています。自分でできるものは個人でやってまいりますけれども、そんな形の中で、何とかどうでしょうか。部長、下向かないで、同じあっち方向に帰る人ですから。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいま議員が事例で申しあげましたことについては、どちらかと

いうと産直的な意味合いのお話ではないかと思えます。市内にも農産物直売所と言われるものが15カ所ほどございます。こういった中で、21年度の利用者数につきましては約129万人、売り上げについても9億8,000万円ということで、市内15カ所の産直についても、かなりにぎわいを見せ、売り上げも上がっているという状況でございます。こういった状況を踏まえると、市が新たな産直的な施設をつくるのがいいかという部分もございまして、先ほども答弁でお答えしましたように、新たな計画はないというお話ですので、産直につきましても当面、15カ所の活動を見守っていきいたい、こういうふうを考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 了解しないんだけれども、了解するしかないのかなと思いますね。まあ2番も同じようなあれなんですけれども、じゃ、1番はなかなかそういう施設は取り組んでくれないと。ただ2番については、そこに大きな夢があったんですね。関連があるかもしれないけれども、これは要望になっちゃうかもしれないんですけれども、そういう施設をつくった場合に、やはりお父さん、お母さん方が近くだったら、子どもさん連れてこられると。そこにそういう保育園とか幼稚園みたいなのを複合施設にして、よそにないものやっしていきたいなという夢があります。

それともう一つは、先ほどの関連じゃないけれども、生活保護の人をそこに入れながら、そういうボランティアをさせながらやると、それで東京のある偉い方がこれに食いついてきたと。これは本当は国でやる仕事だなということで。だって、国も県も市も動かないんだものと、こういうことを言ったんですね。おれは夢は大きく持ちたいと思う。小さなものから、それを莫大なかかいもの

をつくれというわけではないんだけど、実際にあそこの土地が2,005坪とか言っていましたよね。2,005坪の取り壊しが完全に済めば、県の管財課にくると。それから検討しますということで、県のほうでは何の計画もないということです。ちらっと聞いた話なんですけれども、市のほうでも要望はありませんかと出したというんですけれども、その辺のことがもしわかりましたら、お願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 市のほうにそういう要望が出ているかどうかというのは確認しておりませんので、お答えできません。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 前にはそんなような打診をしたという話を聞いたものですから、じゃ、市ではやはり要らないのかな。私の考えとしては、すべてプラス思考に動くものですから、そんなこと言たってこうだよということで、今なぜかという、県のほうと国土交通省のほうへ行っているんですよ。そこでは、市長も、栗川市長には随分お世話になりましたけれども、あそこで子どもたちの育成事業をやっています。環境で、花を植えたり、そのたび市長、副市長並びに来て、子どもたちにあいさつをしてもらって、それが今、ずたずたになろうとしているんで、それを今警察とやり合ったら、持ち物は県道のほうは県の持ち物、向こうの国道のほうは国土交通省ということで、国土交通省のほうはやっと取りつけてもらいまして、逆のほうに今度ボランティアで入ってくださいということを言われましたけれども、そんな形で今進めております。花も無事に植えられるような格好になってまいりました。そんな中で、まだまだ夢は消えないんですけれども、ことしは

平成22年、議会は3月で終わるんですけれども、22年の最後の月なんだけれども、なかなか答えがもらえなかったというのは、地域の忘年会に出たら殺されるのかなという感じもありまして、どう角度を変えていいかわからないんですけれども、なかなか2番、3番と追及しても、部長が答弁したとおりで変える気配もないし、市長もこう考えていて、よし、おれも答弁してみようかなという気持ちにはならないみたいなので、これで私はこんなことを言いながら、平成22年12月、5回目の質問を終わりたいと思います。

身近なことに気を配り、夢実現に向けて努力しますと、来年の抱負でございます。この夢実現にまた努力したいと思います。どうもありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、30番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分